

平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 2 1 年 6 月

国立大
小樽商科大学
法科大学

○ 大学の概要

(1) 現況

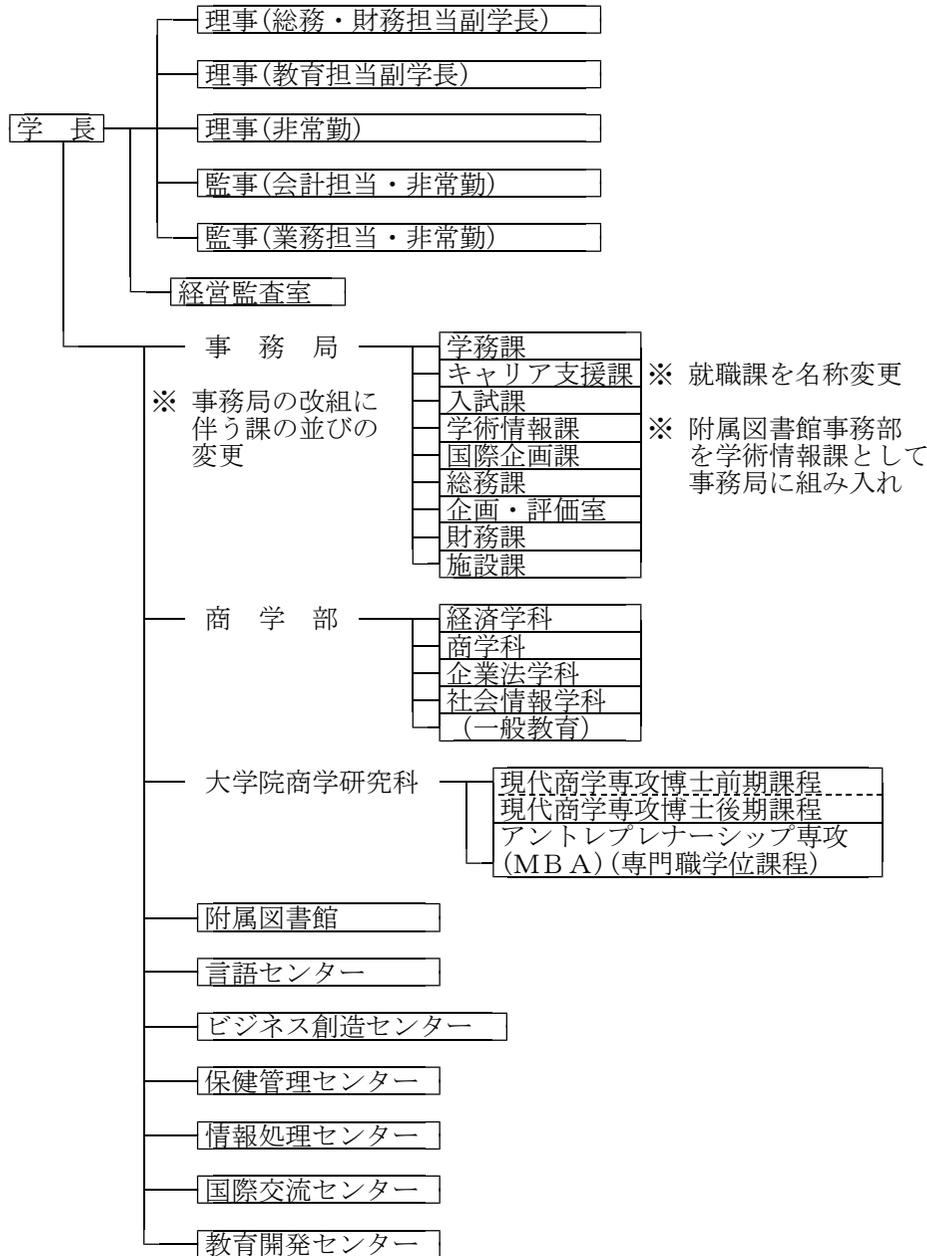
- ① 大学名
国立大学法人小樽商科大学
- ② 所在地
北海道小樽市緑3丁目5番21号
- ③ 役員の状況
山本眞樹夫 (学長)
- | | |
|---------------|----|
| 理事数 (非常勤を含む。) | 3名 |
| 監事数 (非常勤を含む。) | 2名 |
- ④ 学部等の構成
商学部
商学研究科
- ⑤ 学生数及び教職員数 (平成20年5月1日現在)
- | | | | |
|----------|------------------------|----|-------------|
| 学生数 | 商学部 | 合計 | 2,326人 |
| | | | (うち留学生 49人) |
| (昼間コース) | 経済学科 | | 462人 |
| | 商学科 | | 530人 |
| | 企業法学科 | | 360人 |
| | 社会情報学科 | | 243人 |
| | 教育課程 | | 501人 |
| (夜間主コース) | 経済学科 | | 45人 |
| | 商学科 | | 31人 |
| | 企業法学科 | | 41人 |
| | 社会情報学科 | | 58人 |
| | 教育課程 | | 55人 |
| | 商学研究科 | 合計 | 122人 |
| | | | (うち留学生 16人) |
| | 経営管理専攻(修士課程) | | 3人 |
| | 現代商学専攻(博士前期課程) | | 35人 |
| | 現代商学専攻(博士後期課程) | | 8人 |
| | アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程) | | 76人 |
| 教員数 | 133人 | | |
| 職員数 | 69人 | | |

(2) 大学の基本的な目標等

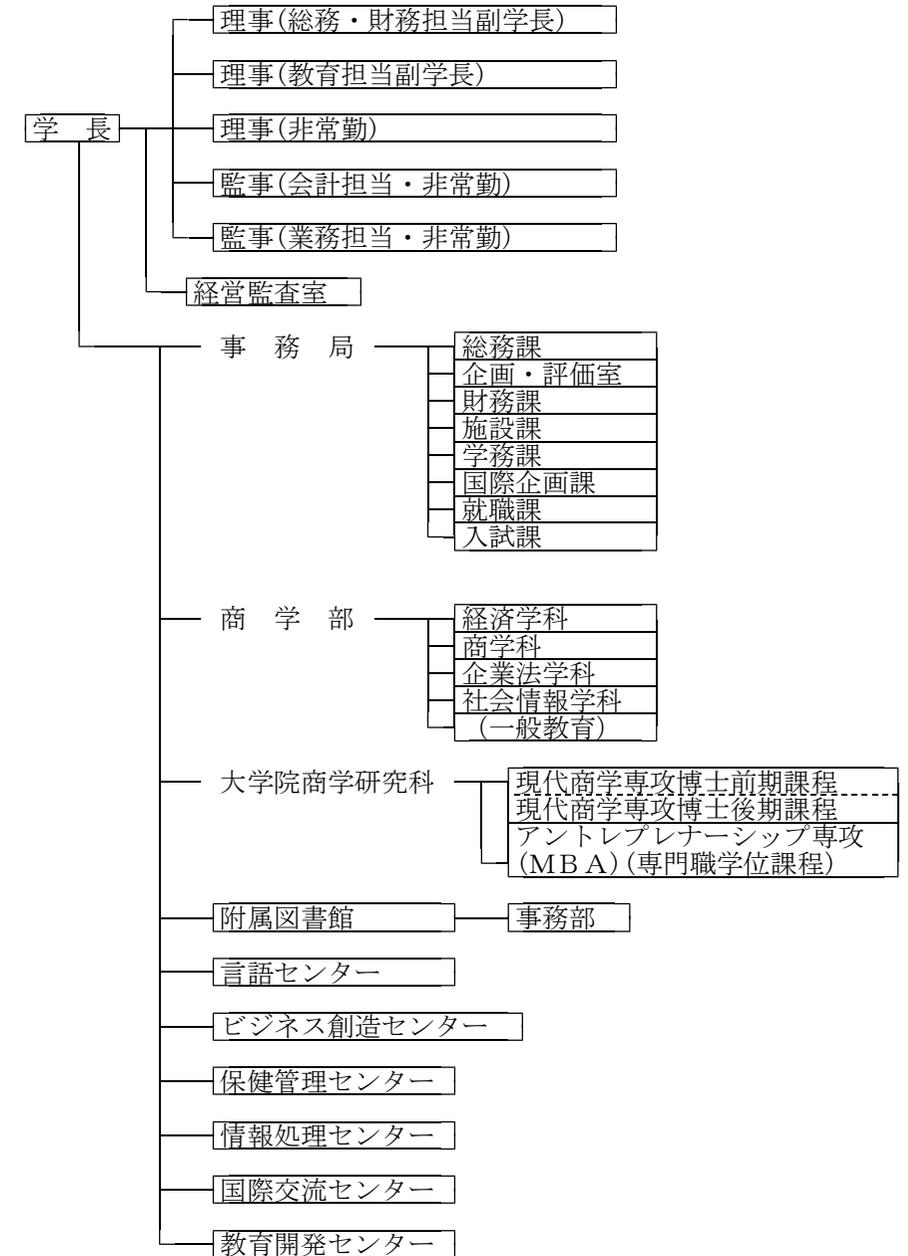
小樽商科大学は、経済社会の発展と地域社会の活性化に貢献し、延いては文化・人類の発展に寄与し得る研究と人材の育成を推進することを使命として、実学重視の伝統と商科系単科大学としての特徴を活かし、一層の個性化を図るために、以下の目標を設定する。

- 1 教育の分野
 - (1) 徹底した少数主義によるきめ細かな教育の実施
 - (2) 実学を重視した教育の実施
 - (3) 広い視野と国際的感覚を育てるための国際交流事業の充実
- 2 研究の分野
 - (1) 基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究の重視
 - (2) 1学部に応じた専門分野を包摂する単科大学の特性を活かした総合的・学際的研究の推進
- 3 社会貢献の分野
 - (1) 地域社会の活性化に資する産学官連携事業の展開
 - (2) 経済社会の要請に応え得る高度な専門的知識を有する職業人の育成
- 4 本学の特徴－「実学」の伝統を受け継いだ教育－
「経済学」「商学」「法学」「情報科学」「言語文化」「人文・自然」という幅広い学問分野の講義やゼミが揃っているため、自分の専門分野を深めると同時に、これらの多彩な分野から科目を選択し、幅広い知識を修得することができる。また、単に所定の学問分野の知識を学習するだけではなく、専門ゼミ、基礎ゼミによって、議論する力、文章を書く力、発表する力等の積極的に発信する力を養い、それぞれの学問分野の知識を組み合わせ実践的に活用する能力を修得することができる。この専門能力と幅広い知識を使いこなす能力の双方を修得する学問が「実学」である。
なお、この実学を基礎にして、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、朝鮮語の7外国語及び留学生を対象とした日本語並びに短期留学生プログラムの英語による経済学及び商学の授業科目を開講し、グローバルな時代に対応するための実践的なスキルを身に付けさせる、もう一つの伝統を受け継いだ教育を実施している。
また、教員養成の分野においては、学部の昼間コース、夜間主コースのいずれの学科に所属していても、商業、情報、英語の3教科の教員免許が取得できる仕組みとなっており、深い識見と幅広い視野を持った人材を育成し、輩出し続けている。
大学院商学研究科は、現代商学専攻博士(前期・後期)課程及びアントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)の2専攻を設置している。現代商学専攻では、博士前期課程において、商学の分野における専門的な研究者となるための人材及び社会の多様な方面で活躍し得る高度な専門的知識・能力を有する人材の育成を目的として特定のテーマについて研究を深めて修士論文に結実させる教育を実施しており、また、国際商学コースにおいては、英語専修免許の取得が可能な授業科目を提供している。博士後期課程においては、実践的・応用的総合社会科学としての商学の理念に基づきビジネスの複合性、多様性を理解させるための理論、制度、環境及びツールのバランスのとれたカリキュラムとコースワークによりテーマ研究を組織的に指導し、博士論文を完成させることにより学位の質を保証する教育を実施している。アントレプレナーシップ専攻は、自らの専門性を軸に、マーケティング、組織、戦略、会計等の知識・スキルを統合し、経営分析能力やビジネスプランニング能力を持つMBAホルダーを育成する。本学大学院商学研究科は、このようにテーマ研究型と高度専門職業人養成型の双方の専攻を持つ研究科である。

(3) 大学の機構図
平成20年度



平成19年度



○ 全体的な状況

本学は、法人化後における学長のマネジメントを支える体制として、法令に基づく役員会等のほか、学長、2名の理事、副学長及び事務局長による「五者懇談会」を設置し、学長のリーダーシップの下に意思決定が行われている。さらに、平成18年度に副学長（評価担当）を、平成20年度に学長特別補佐（第二期中期目標・中期計画担当）を新たに設置し、教員業績評価及び将来構想の各検討ワーキンググループにおいて、教員業績評価システム並びに教育課程の改革、教員組織の見直し及び財務問題等に関し、指導的な役割を担っている。

中期計画の全体的な進捗状況は、概ね計画どおりに進捗しており、本中期目標・中期計画期間中における計画は達成できるものとしている。次の事項のとおり成果が上がった取組について総括する。

1. 平成20年度に特に重点的に取り組んだ、又は成果が上がった取組

- (1) 第二期中期目標・中期計画の企画・立案を担当する「学長特別補佐」を設置した。
- (2) 就職課をキャリア支援課に、附属図書館事務部を学術情報課に見直すとともに、全課の係体制からチーム制導入に向けて試行を実施した。
- (3) 学長裁量経費について、教育研究、地域貢献等の事業計画があれば、所定の期間内において、その都度配分することとした。また、副学長がその担当する業務を迅速に執行するために副学長裁量経費の予算を措置した。
- (4) 教員の業績評価を実施するために「教員業績評価実施規程」を制定し、平成21年4月1日から実施することとした。
- (5) 事務職員人事評価マニュアルを作成し、試行を経て本格実施を行うこととした。
- (6) 平成20年度重点領域研究「グローバルizmと地域経済—北海道再生のための提言—」が、平成21年度概算要求特別教育研究経費（研究推進）に、5年間の事業計画として採択された。
- (7) 「小樽商科大学出版会」から『多喜二の視点から見た身体・地域・教育』を出版し、教員の研究成果に対する助成を行った（平成19年度は『英語リスニング教材開発の理論と実践』の出版実績）。
- (8) 本学同窓会「緑丘会」が援助する「小樽商科大学緑丘奨励金授与式」を挙行し、優秀な成績を修めた学生に対して経済支援を行った。
- (9) 創立百周年事業の一環として、人格形成の場、社会性を身につける等を目的として、学生寮の再興を決定した。
- (10) 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程の外部評価結果を公表した。
- (11) 商学部・大学院商学研究科現代商学専攻の教育に関する外部評価を実施した。
- (12) 本学と地方自治体、商工会議所、中小企業同友会による「小樽商科大学地域連携協議会」において、①東アジア・マーケットリサーチ事業（小樽市）、②制度融資に代わる中小企業振興策の策定（小樽市）、③環境セミナー、環境シンポジウムの開催（小樽商工会議所）、④国際交流事業の連携（小樽商科大学）、⑤留学生等のホストファミリーの連携拡大（小樽商科大学）の連携事業を展開した。
- (13) 学長及び副学長と小樽市記者クラブ登録の報道記者との懇談会を、本学小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」で開催した。
- (14) 「小樽商科大学学術成果コレクション」を運営し、2,000件近い教員の著作文献を収録し、インターネットで広く利用することが可能となった。
- (15) 小樽市民が一日限りの教授となって、「あなたとともに考える商大のマスタープラン—小樽商科大学の現状と将来構想—」をテーマに「一日教授会」を開催し、本学（学長）と意見交換を行った。

(16) 新入生を対象とするキャリア教育合宿研修「ルーキーズキャンプ2008」を実施し、上級生・同窓生等の交流を通して、大学生活への動機付けを促し、キャリア意識の向上を図った。

(17) 本学と3年次学生保護者との「保護者連絡会」を開催し、「就職」をメインテーマに、企業人事担当者、本学就職アドバイザーによる個別相談等を行い、情報提供に努めた。

**2. 学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取組
学長のリーダーシップを補佐する体制の整備**

(18) 学長、理事、副学長、事務局長で構成する「五者懇談会」を週1回定例開催し、業務遂行状況や課題等について意見交換を行い、学長の方針に執行組織が迅速に対応できる体制を整備した。

(19) 大学評価及び教員業績評価担当の「副学長（非理事）」を設置した。

(20) 法人化において戦略的に重要な業務を執行する組織として、「企画・評価室」、「入試課」、「就職課」（平成20年度より「キャリア支援課」）及び「国際企画課」を設置し、「国際企画課」には、英語の堪能な職員を2名採用した。

戦略的な予算編成・管理システム

(21) 学長が戦略的見地から「予算編成方針」を示し、各部署から提出される予算要求を査定・配分する仕組みを導入した。予算項目として、「学長裁量経費」を置き、教育研究、地域貢献等の事業に重点的・裁量的に配分した。

(22) 学長の下で「第一期中期計画期間中における財政計画」を策定し、予算編成方針に反映させた。

監査機能充実の取組

(23) 学長直属の組織として「経営監査室」を設置し、監査の実施手続に関する方針や監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」を策定して監査を実施した。

(24) 「小樽商科大学における研究費の不正使用防止行動計画」並びに「同不正使用防止行動計画を実行するための運用マニュアル」を策定し、行動計画推進部署及び研究費に関する相談窓口の設置を行うとともに、新たに制定した運用マニュアルに基づく内部監査を実施した。

教育研究組織の改編

(25) 教育研究の必要性に応じて学部・大学院の教育研究組織を見直すとの方針の下に、本学の特徴を活かし、社会の要請に応えるものとして、①専門職大学院の設置、②博士後期課程の設置、③学部組織（夜間主コース等）の改革、④教育開発センターの設置、⑤札幌サテライトの拡充などの組織改革を行った。

教職員の人事の適正化

(26) 職員の任用方針（①ジェンダーバランスへの配慮、②高度な専門性を要求される職員の柔軟な採用、③任期制、④本学の理念・目標実現のための長期的な展望を持った採用等）を決定した。

(27) 民間企業等からの人材登用に当たって人事交流の実施体制を確立し、給与基準等の改正を行った。

(28) 平成20年度以降の非常勤講師人件費を平成22年度までに平成17年度のレベルまで削減することとした。

(29) 助手を除く教員に裁量労働制を導入した。

教職員の人事評価システムの導入

(30) 学長の下に、「教員業績評価ワーキンググループ（評価担当副学長が座長）」を設置し、教員の業績評価システムに、5つの評価領域及び各領域における評価項目を策定した。

教員の定員管理システムの導入

(31) 教員の年齢構成、人件費総額の推移等を考慮して教員の採用上限、学長教授ポストの設置、学長保留、採用保留人数等を定めた「学内教員定員管理の基本的枠組み」を策定し、教員の定員管理を行った。

研究推進体制の整備

(32) 重点的に推進すべき本学の研究を支援するために「研究推進会議」を設置し、グローバルCOE等への助走研究を含む研究等に研究費を重点的に配分する仕組みを構築した。

(33) 寄附講座等を誘致するための客員教授制度等を整備し、北洋銀行から、企業再生に関する寄附研究部門・客員教授を受け入れた。

同窓会（緑丘会）との連携

(34) 緑丘会、小樽商科大学後援会から毎年、助成（2,400～1,500万円）を受け、教職員の海外派遣、国際交流、学生の課外活動等に支援を行った。

(35) 毎年、緑丘会と連携して、OB・OGを講師に迎えた講義「エバグリーン講座（2単位）」を開催した。

(36) キャリア支援課と緑丘会が連携して、企業セミナーの開催、資格試験講座の開設、就職活動融資制度の運用等、学生の就職支援活動を行った。

国公私立大学等との連携

(37) 商科系単科大学の特徴を活かし、一層の発展を図るものとして、札幌医科大学、北海道東海大学、北海道薬科大学、室蘭工業大学と文理融合型連携協力に関する協定を締結し、理系の大学との連携事業を積極的に進めた。

(38) 本学ビジネス創造センター（CBC）、福島大学地域創造支援センター（CERA）、滋賀大学産業共同研究センター（JRC）及び地域連携センター（CCP）との間で「地域共同研究センター定期情報交換会」を開催した。

外部評価委員会の設置

(39) 外部評価委員会を設置し、平成19年度は大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の外部評価を、平成20年度は学部及び大学院商学研究科現代商学専攻の外部評価を実施し、公表した。

2. 国民や社会に対する説明責任を重視した社会に関わった大学運営を目指した取組

広報体制の整備

(40) 教職員と外部の専門家による「広報委員会」を設置し、同委員会が定めた「小樽商科大学広報戦略」に基づいて毎年事業計画を策定し、広報活動を行うこととした。

地域連携に関する取組

(41) 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）においてエグゼクティブ・セミナー「MBAサマーセミナー」を開催した。

(42) 日本経済新聞社との共催で、第1回日経ビジネスクリエーション塾を、「地域と大学の連携」をテーマに開催した。

産学官連携の取組

(43) ビジネス創造センターが、外部の人材（客員教員・研究員、産学官連携コーディネーター、学外協力スタッフ）の協力を得て、プロジェクト事業、情報発信事業、高度職業人養成事業を内容とする産学官連携事業を展開した。

入試広報・高大連携に関する取組

(44) 入学試験委員会の下に教職員による「入試広報・高大連携専門部会」を設置し、毎年事業計画を立て、各種事業を展開している。

施設の設置、開放その他

(45) 産学官連携事業の拠点として「札幌サテライト」の移転・拡充を行った。

(46) 「一日教授会」における市民の要望に応じて、大学、学生と市民の交流の場として小樽駅前プラザ「ゆめぽーと」を開設した。

3. 上記のほか中期目標の達成に向けた取組

外部資金等自己収入の獲得

(47) 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）、ビジネス創造センター、教育開発センターに、特別教育研究経費を導入した。

(48) 学内施設の開放（教室、体育施設、札幌サテライト）、有料講座等の開設（公務員受験対策講座、資格取得講座、語学公開講座等）、寄附講座の誘致（北洋銀行企業再生寄附研究部門の設置）を実施した。

経費の抑制

(49) 事務処理の外注化（秘書業務、情報処理業務、環境整備業務、学内施設の維持管理業務）、IT・ペーパーレス化（会議開催通知、会議資料、会議議事要旨、履修登録、広報等）、省エネ（節水型便器、自動点滅照明）に務めた。

自己点検評価の充実

(50) 大学評価委員会「評価実施要項」に基づいて、教育と研究に関する自己点検評価を実施した。

(51) 「大学評価実施規程」を改正して、評価結果を大学運営にフィードバックする仕組みを取り入れた。

安全管理

(52) 学長を委員長とする全学的な「危機管理委員会」を設置して体制を整え、「危機管理規程」、「危機管理ガイドライン」及び「危機管理マニュアル」を作成して、危機管理に関する仕組みを整備した。

(53) 労働安全衛生法に基づき「安全衛生管理規程」を制定して教職員で構成される「衛生委員会」を設置し、職場の安全衛生の維持を図った。

(54) 学生の安全対策として「学生安全マニュアル」を作成し、新入生ガイダンス時に配付し、毎年「学生生活支援セミナー」（交通安全、悪徳商法対策、救急救命等）を開催するなど啓発に努めた。

(55) 学生の生活・学習面での悩み、苦情、相談等を早期に発見し事故・トラブルを未然に防止するために、「学生何でも相談室」「教育担当副学長への投書」「教育担当副学長と学生団体との定期的懇談会」「リーダーズ・アッセンブリー」の諸制度を運用した。

教育研究の質向上の取組

(56) 「教育開発センター」を設置し、全学的なFD活動（授業改善アンケート、講演会、ワークショップ、研修会等）を実施するとともに、学部の教育課程に関する自己点検評価を行った。

(57) 教育開発センターに「キャリア教育開発部門」を新設し、キャリア教育プログラムの開発を行うとともに、多様なキャリア教育を実施した。

(58) 英語科目について、1単位化（ Semester制への対応）、e-Learningシステム、TOEICを用いた科目の新設等の改革を行った。

(59) 「商学」を応用的・実践的社会科学ととらえ、実学教育の理念の下に教育課程を編成し、教育方法に様々な改革（履修上限制度、インターンシップ、GPA、成績評価基準の明示、地域社会や企業と連携した授業科目の設置、グループワークを取り入れた講義等）を行った。

(60) MBAプログラムを持つ韓国成均館大学との協定を締結した。

(61) 大学院商学研究科経営管理専攻（修士課程）の改革を行い、「現代商学専攻」に改編し、併せて「アントレプレナーシップ専攻」（専門職学位課程）を設置した。さらに、現代商学専攻に博士後期課程を設置し、区分制博士課程に改編した。

(62) 学生指導に関連する委員会に所属している教員及び事務担当職員を対象に、学生指導に関する講演、意見交換会により、新しい知識の吸収、諸問題の把握と検討を行う「学生指導研究会」を実施し、学生指導業務の充実を図った。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

- (1) 業務運営の改善及び効率化
① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	<p>(1) 効果的な組織運営に関する基本方針 ① 学長がリーダーシップを發揮しつつ、全学的視野に立ち組織運営が可能となるよう学長を補佐する体制を整備する。 ② 学内の審議機関における適切な役割分担を行ない、効率的な運営組織、運営体制を確立する。 ③ 事務組織が学長以下で役割を備え、大学運営の企画立案に積極的に参画する体制を整備する。 ④ 広く学外の専門家・有識者を運営組織に登用し、国民への説明責任、意思決定プロセスの透明性を確保する。 ⑤ 北海道国立7大学の連携を推進する。 (2) 戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針 学内全体の業務運営体制を見直し、適切な予算管理システム及び会計システムを構築し、目標管理を徹底する。</p>
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 学長の発案に対して、全学的な観点から検討し、企画立案するために、平成16年度に学長を補佐する組織を設置する。</p>	<p>【1-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>		<p>(学長が行う第二期中期目標・中期計画の策定を補佐するために、学長特別補佐を設置した。)</p>	
<p>【2】 (2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 ① 法務、財務、労務に関わる高度な専門性を必要とする担当部門について検討を行う。</p>	<p>【2-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>			
<p>【3】 ② 運営組織の変革に伴い、平成16年度に既存の各種委員会のあり方を見直す。</p>	<p>【3-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>			
<p>【4】 (3) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 ① 各種委員会等の審議機関に、当該審議に係る所掌の事務職員を構成員として配置する制度設計を行う。</p>	<p>【4-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>			
<p>【5】 ② 専門的知識を有する幹部職員が、積極的に法人運営に参画できる運営体制を検討する。</p>	<p>【5-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>			
<p>【6】 (4) 学外の有識者・専門家の登用に関</p>	<p>【6-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20</p>			

<p>する具体的方策 運営組織への有識者・専門家の登用について、適切な人材を得るための制度を研究する。</p>	<p>年度は年度計画なし)</p>		
<p>【7】 (5) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 北海道地区の学長会議及び副学長会議等を開催し、意見交換し、大学運営に反映させる。</p>	<p>【7-1】 国立大学協会北海道支部会議等を通じて、他大学との連携・協力体制について意見交換し、大学運営に反映させる。</p>	<p>III</p>	<p>平成20年度は、道内他大学と連携して、平成20年7月に運営費交付金の効率化減等に対する支援の要請を地方公共団体や経済界に行った。7月と同様に11月には、平成21年度国立大学関係予算の確保・充実にあつての要請を行った。 11月に本学が当番で開催した道内国立大学事務局長会議では、道内国立大学法人の共同事務処理、教員免許状更新講習の準備状況及び事務系職員の人事評価についての意見交換を行った結果、平成21年度から導入される教員免許状更新講習については、北海道教育大学を中心に事務処理を行う機構を立ち上げることが承認された。また、共同事務処理と事務系職員の人事評価については、引き続き検討することとされた。</p>
<p>【8】 (6) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 ① 予算管理システム導入及び実施のための組織整備 ア. 平成16年度に予算編成方針の策定支援、予算原案の調整、予算実績の差異分析等を担当する事務組織を設け、また、予算案の審議及び調整する委員会を設置する。 イ. 適切な予算管理システム設計のため、管理会計等専門分野の人材を、外部を含めて参画させたプロジェクトチームを平成16年度に発足させる。</p>	<p>【8-1】 国における次期中期計画期間における運営費交付金配分の基準等を勘案しつつ、引き続き中長期的な大学運営を見越した予算管理システム構築に向けた検討を行う。</p>	<p>III</p>	<p>次期中期計画期間以降も健全な財政状況を維持するため、学長の下設置された将来構想検討ワーキンググループ財政問題小委員会において、次期中期計画期間の収支予算シミュレーション結果を踏まえ、経費削減及び収入確保のための今後の取組の方向性について検討を行った。</p>
<p>【9】 ② 戦略的な予算編成 毎年、学長が戦略的な見地から予算編成方針を提示し、上記①の委員会で各部門からの部門予算原案との整合性について企画・立案を行う。</p>	<p>【9-1】 平成19年度に引き続き、「第1期中期計画期間中における財政計画」を踏まえつつ、学長策定の予算編成方針の下に、平成20年度予算を編成し実行する。</p>	<p>III</p>	<p>予め想定される当該年度における特殊要因や過去実績を勘案しつつ、学長が策定した予算編成方針に基づき平成20年度当初予算を編成し実行した。 また、学長裁量経費については教育研究活性化、教育研究環境改善、地域社会貢献推進の3区分で区分し、当初予算では賄うことのできない事業について学長のリーダーシップのもと重点的に配分した。 さらに、本学の教育研究の質の向上、教育研究環境改善のための施設改修・設備更新、大学運営の改善を中心とした補正予算を編成し実行した。</p>
<p>【10】 ③ 予算の効率的・効果的な実施 予算実績比較をできるだけ短期に行い、PDCA (Plan計画-Do実施-Check差異分析-Action是正措置) の徹底を図る。</p>	<p>【10-1】 平成19年度に引き続き、4半期毎に予算の計画と実績の差異を分析し、必要に応じて、適正な是正措置を講じる。</p>	<p>III</p>	<p>平成19年度と同様に、四半期毎に予算執行状況調査を行い、予算計画ワーキンググループ及び財務委員会において検証・審議した結果、平成20年度においても、各部門において概ね計画に沿って執行されていることを確認した。</p>
<p>【11】 (7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策 ① 適正な会計制度の導入 会計規程に基づいた本学全体の業務及び財産の実態を把握し、適切な内部牽制制度を確立する。</p>	<p>【11-1】 ①平成19年度に文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえて整備した関係規程等の検証・見直しを行う。 ②平成16年度に整備した会計処理における内部牽制プロセスの検証・見直しを行う。</p>	<p>III</p>	<p>①前年度に策定した「小樽商科大学における研究費の不正使用防止行動計画」及びその関係する規程等の検証を行った結果、立替払いを行うことができる対象者の範囲に、常勤以外の職員を加えるため、「立替払取扱細則」を一部改正し、立替払い業務の効率化を図った。 ②現在の内部牽制プロセスについて検証を行い、「国立大学法人小樽商科大学会計職務の権限委譲に関する要項」を一部改正し、課長代理職の権限を強化することにより、内部牽制を維持しつつ、効率化及び責任体制の明確化を図った。</p>

<p>【12】 ② 内部監査のための組織の設置 業務の内部監査機能を充実するため、業務執行部門から独立した学長直属の組織を平成16年度に設置する。</p>	<p>【12-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>	<p>また、監事を陪席させる拡大役員会の定例実施を行い、内部牽制制度の充実を図った。</p> <p>(平成20年度内部監査計画を作成し、研究費等不正防止マニュアルに基づき、内部監査を実施した。)</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針 教育研究の必要性に応じて学部・大学院の教育研究組織を見直していく。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【13】 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 各種委員会等の学内組織において学部及び大学院における教育課程、入学者選抜及び研究体制の課題・問題点を恒常的に研究しつつ、必要に応じて組織の編成・見直しを行う。	【13-1】 (平成19年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)		(第二期中期目標・中期計画における教育研究組織の見直しのため、将来構想検討ワーキンググループを設置した。)	
【14】 (2) 教育研究組織の見直しの方向性 18歳人口の減少、国際化等の大学をめぐる環境の変化に伴う、学部及び大学院における教育のありかたの変化に合わせて、教育研究組織も見直しを行う。	【14-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)		(本学の特徴を活かし、学士課程を更に充実・発展させるため将来構想検討ワーキンググループで教育課程及び教育研究組織の見直しを検討した。)	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	(1) 戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針 ① 教育・研究活動全般にわたって、教員が常により高いインセンティブを持ち続けることができるシステムを構築する。 ② 事務職員の専門性の向上を図るため、必要な研修を受ける機会を確保する。 (2) 非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針 多様な採用方法、勤務形態及び職務に応じた定年制等、柔軟な人事システムを構築する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【15】 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ① 教員がインセンティブを高めるのに資するシステムという観点から、教員の人事評価システムを検討する組織を設置する。	【15-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)		(教員業績評価ワーキンググループにおいて、「教員業績評価」の仕組みに関し学内意見を聴取し、当該意見に対する見解を作成して全学に配付した。また、教員業績の評価の仕組みとして、「教員業績評価実施規程」を制定し及びデータベースのデータ項目を追加して、当該評価を試行することとした。)	
【16】 ② 事務職員の能力開発や専門性向上のための研修を「新国立大学協会」等と連携して実施する。	【16-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)		(1. 道内の国立大学法人及び国大協北海道地区支部が主催で実施している研修、人事院が主催で実施している研修に職員を派遣した。また、民間で実施しているパソコンの研修など、能力開発や専門性向上のための研修に職員を派遣した。 2. 国立大学協会の研修計画を基に、派遣スケジュールを作成し、職員を大学マネージメントセミナーに3名、大学トップマネージメントセミナーに1名、大学改革シンポジウムに1名を派遣した。 3. 事務系職員の資質向上を図るため、自主研修支援要項を制定した。)	
【17】 (2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 ① 事務職員のジェンダーバランスに十分配慮するとともに、機動性、戦略性、柔軟性に富む任用システムを検討し、実現を図る。	【17-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)			
【18】 ② 種々の職務の特殊性に鑑み、多様な勤務形態が可能となるよう検討し、実現を図る。	【18-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)			
【19】 (3) 任期制・公募制の導入など 教員の流動性向上に関する具体的方策 国際公募を含む現行の公募制を維持する。また客員教授制度等の任用制度及び任期制の基準について、平成17年度末までに専門委員会を設け検討する。	【19-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)			

<p>【20】 (4)外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 ① 外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を促進する。</p>	<p>【20-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>	<p>(国際公募の実績：外国のインターネット求人サイトに公募を掲載3件(経済学科) 公募件数：6件)</p>	
<p>【21】 ② 教員のジェンダーバランスを改善するために目標値を設定し、設定後、3年毎にその成果について評価する。</p>	<p>【21-1】 (平成21年度実施のため、平成20年度は年度計画なし。)</p>		
<p>【22】 ③ 公募書類に、ジェンダーバランスの改善措置などを積極的に記載する他、福利厚生面の拡充等教員の勤務に対する支援体制を紹介する。</p>	<p>【22-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>		
<p>【23】 (5)事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 ① 一般的に行われる職員採用試験とは別に、教育・研究に関する施策を実施する上で必要な特殊な能力・技能を持った事務職員を、法人独自の判断で民間等から選考採用するために必要な制度を検討する。</p>	<p>【23-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>		
<p>【24】 ② 教育行政、大学経営等に関する知識・経験が豊富な人材を養成し、あるいは登用するために、民間企業、他の独立行政法人、政府各省庁等との人事交流における制度上の諸問題を研究する。</p>	<p>【24-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>		
<p>【25】 (6)中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策 本学にふさわしい組織編成・重点整備についての方針を定め、その進捗状況を評価する。</p>	<p>【25-1】 事務組織の再編を進め、「組織体制、人事評価見直しの基本方針」に従い、その進捗状況を点検・評価する。</p>	<p>III 課の見直しを行うとともにチーム制導入に向けて試行を実施した。事務連絡協議会において、事務組織再編への対応について検討したところ、評価に係る一連の業務の目途を見極めるために、当分の間、この試行による事務体制を継続することとし、併せて、試行体制における人員配置の見直しを進めることとした。</p>	
<p>【26】 (7)教職員の勤務環境の整備に関する具体的方策 託児所設置を含む、教職員が働きやすい環境について検討する。</p>	<p>【26-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>		
<p>【27】 (8)総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p>	<p>【27-1】 総人件費改革の対象となる常勤役職員の人件費総額(法定福利費を除く)について、1,704百万円(対前年度1%程度減)以下とすることを目標に、人件費抑制に努める。</p>	<p>IV 総人件費改革の対象となる常勤役職員人件費総額(法定福利費を除く)は、1,583百万円であり、対前年度1%程度減とする人件費抑制の目標を達成した。</p>	
<p>ウェイト小計</p>			

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	(1) 事務処理の効率化・合理化に関する基本方針 ① 複数大学による共同業務処理を推進する。 ② 効率化・合理化を図るためのIT化及び外注化を推進する。 (2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針 ① 政策・企画立案機能の強化・充実 学長の政策決定を支援、企画立案機能を強化するための機能、組織の見直しを行う。 ② 事務職員の資質、能力の向上のための研修及び人事システムを確立する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【28】 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (1) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 ① 平成20年度末までに事務系職員の採用・養成・研修及び人事交流についての共同業務処理のシステムを完成する。	【28-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)		(事務職員の養成・研修に関して、道内の国立大学法人及び国大協北海道地区支部の企画で、階層別研修(3件)専門研修(2件)が実施されている。)	
【29】 ② 志願者数の確保等のための大学説明会等を共同で実施するシステムについて検討する。	【29-1】 北海道地区国公立大学で組織する「北海道進学コンソーシアム」において、平成19年度の実施状況を点検評価し、今後の取り組みについて検討する。	III	本年度は、札幌市で開催し、これまでのブース型の説明会や模擬講義に加え、新企画として学生による大学教育の紹介及び保護者会を実施し、260名の参加者を得た。また、道外での開催については、参加者状況を把握した上で、平成21年度以降再度検討することとした。	
【30】 (2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 ① 効率化、合理化のための外注化を推進する。	【30-1】 事務組織の再編を進めた上で、業務のアウトソーシングの可能性について、費用対効果の観点を含め検討する。	III	課の見直しを行うとともにチーム制導入に向けて試行を実施した。事務連絡協議会において、事務組織再編への対応について検討したところ、評価に係る一連の業務の目途を見極めるために、当分の間、この試行による事務体制を継続することとし、業務のアウトソーシング可能性については、事務組織再編後に改めて進めることとした。	
【31】 ② 平成20年度末までに、事務処理のIT化、ペーパーレス化を推進する。	【31-1】 平成17年度に策定した実施計画を総括する。	III	平成17年度に策定した実施計画に基づき各事務部門等で実施された事務処理のIT化、ペーパーレス化の進捗状況の調査を行った。事務処理のIT化、ペーパーレス化について、実施計画に基づき実現された事項、当初の実施計画で想定していなかったが新たに実現された事項、現時点では問題点があり実現できない事項に整理して、総括を行った。	
【32】 (3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 ① 全学的に組織及び職員配置を見直し、学長の政策決定支援、企画立案、財務、地域貢献、産学官連携、修学指導、就職指導、入学者選抜等の業務に重点的に対応できる組織及び職員配置に改める。	【32-1】 効率的な事務組織の再編を進める。	III	就職課をキャリア支援課に、図書館事務部を学術情報課に名称を改めるとともに、全学事務組織にチーム制導入に向けて検討し、引き続き、効率的な事務組織の再編を進めた。	
【33】 ② 職員の資質・能力の向上	【33-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20		(1. 北海道内の国立大学法人及び国大協北海道地区支部が主催で実施している研修・人事院が主催で実施している研修に職員を派	

<p>ア. 平成17年度末までに、国立大学法人の業務内容と適切に対応した職員の学内・外の研修プログラムを確立する。</p>	<p>年度は年度計画なし)</p>	<p>遣した。また、民間で実施しているパソコンの研修など職員の資質・能力向上のための研修にも職員を派遣した。 2. 国立大学協会研修計画を基に、派遣スケジュールを作成し、これまでと同様に引き続き、職員を大学マネジメントセミナーに3名、大学トップマネジメントセミナーに1名、大学改革シンポジウムに1名を派遣した。 3. 事務系職員の資質向上を図るため、自主研修支援要項を制定した。)</p>	
<p>【34】 イ. 平成18年度末までに、職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムを確立する。</p>	<p>【34-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>	<p>(事務系職員等の新たな人事評価システム(試行版)により、課長以上の職員について試行を行った。)</p>	
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

○法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事等の面での特色ある取組

- ・第二期中期目標・中期計画以降も健全な財政状況を維持するため、学長の下に設置された将来構想ワーキンググループ財政問題小委員会において、収支シミュレーション結果を踏まえ、経費削減及び収入確保のための取組の方向性について検討した。
- ・本学当番により開催された北海道内国立大学事務局長会議において、国立大学法人が行う教員免許状更新講習については、北海道教育大学を中心とする事務処理機構を立ち上げることとなった。
- ・事務職員の採用原則を次により決定した。
 - ①ジェンダーバランスの目標値を教員と同様に20%にして、職員の採用等に当たって、能力が同等であるならば積極的に女性を採用する。
 - ②国立大学法人統一採用試験合格者を採用することを原則とするが、職種の特異性が高い場合は、当該試験合格者以外からでも積極的に採用する。
 - ③定年までの生涯雇用を原則とするが、必要な期間の任期を付して採用する。
 - ④本学の理念・目標実現のために必要な人材を長期的な展望をもって採用する。
- ・民間企業からの職員を転籍採用する場合、企業経験年数を給与上適切に評価し、大卒後直ちに採用された者と同等の初任給決定ができるよう給与基準を改正し、人事交流の実施体制を整備した。
- ・内部監査計画を作成し、業務監査及び会計監査を実施した。業務監査においては、学内の業務内容についてヒアリングを行った。会計監査においては、旅費、謝金、手当、科研費の執行状況について実施した。

○国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

- ・内部牽制プロセスについて検証を行った上で、「会計職務の権限委譲に関する要項」を改正して、課長代理職の権限を強化することにより、内部牽制を維持しつつ、効率化及び責任体制の明確化を図った。
- ・学長が行う企画・立案・執行を補佐する体制を整備（学長補佐規程）し、次の学長補佐を配置した。
 - ①施設整備担当学長補佐
学内施設の有効利用について調査を行い、専門職学位課程のための講義室、自習室を、学部・大学院のFD及び教育課程の検証を担う「教育開発センター」を、それぞれ講義棟に設置した。
 - ②財政問題担当学長補佐
本学の財政に関し点検・調査し、「財政問題に関する報告書」を取りまとめ学長に提言した。
 - ③業務改善担当学長補佐
ペーパーレス化等の現行業務の実態を見直し、教授会等の資料の電子媒体化及び職員によるスケジュール管理システムを導入した。

2. 共通事項に係る取組状況

○戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

- ・学長が行う第二期中期目標・中期計画の策定を補佐するための学長特別補佐を設置した。

- ・平成20年度内部監査計画を作成し、研究費等不正防止マニュアルに基づき、内部監査を実施した。
- ・週に一度、学長、理事、副学長及び事務局長による「五者懇談会」を開催し、大学全体に関わる情報交換（法人経営、課題の取組、学内行事等）を行い、改善可能な課題は迅速に処理した。
- ・月に一度、役員会を開催し、法人経営の状況や問題点を点検し、必要な施策について迅速に対応した。

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

- ・学長が行う予算編成に当たっては、「第一期中期計画期間中における財政計画」を踏まえて、人件費の抑制、共通経費及び一般管理費の削減を中心とした編成方針を策定し、実行した。
- ・学長のリーダーシップの下、当初予算では賄うことのできない事業について、学長裁量経費を「教育研究活性化」、「教育研究環境改善」及び「地域社会貢献推進」に区分し、必要の都度重点配分した。
- ・学長のリーダーシップの下、副学長がその担当する業務を迅速に執行するための予算として、副学長裁量経費を措置した。
- ・本学の重点領域推進研究の策定・支援を行うために、学長が主宰する「研究推進会議」を設置し、外部資金獲得に向けた助走のためのプロジェクト研究研究費を優先的に配分する体制を整備した。
- ・本学の教育研究の質の向上、教育研究環境改善のための施設改修・設備更新等を中心とした補正予算を編成し、実行した。

○業務運営の効率化を図っているか。

- ・就職課をキャリア支援課に、図書館事務部を学術情報課に改めるとともに、全学事務組織にチーム制導入を試行し、引き続き、効率的な事務組織の再編を進めた。
- ・給与支給事務の効率化を図るものとして、人事・給与システムを統合しデータの一元管理を行った。
- ・給与明細書のペーパーレス化を図り、学内LANを利用したWeb明細として閲覧できるシステムを導入した。

○収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

- ・商学部（昼間コース、夜間主コース）の収容定員充足率は、112.9%であり、適切に充足した教育活動が行われている。
- ・商学研究科現代商学専攻博士課程において、博士前期課程の収容定員充足率は175%、博士後期課程の収容定員充足率は133.3%であり、適切に充足した教育活動が行われている。
- ・商学研究科アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程の収容定員充足率は、108.6%であり、適切に充足した教育活動が行っている。

○外部有識者の積極的活用を行っているか。

- ・月に一度、役員会を開催し、非常勤の理事や監事から、大学運営、財務、業務等に関して意見を聴き、業務運営の改善に反映している。
- ・大学評価実施規程に基づいて、自己評価の実施事項及び評価項目の妥当性に関し、経営協議会の学外委員から意見を聴き、評価項目等を決定した。

- ・広報委員会委員に学外有識者を、就職に関し学外就職アドバイザーを、ビジネス創造センターのコーディネーター等に公認会計士、弁理士、技術士等を学外協力スタッフとして積極的に採用し、活用している。
- ・各会議終了後に、出席している非常勤の理事、監事及び経営協議会委員から大学運営、業務改善等に関する意見聴取を行った。
- ・経営協議会から提言された「学生寮の再興」、「サテライト施設の利用促進」、「広報活動の充実」などについて、実現に向けて積極的に取り組んだ。

○ 監査機能の充実が図られているか。

- ・学長直属の「経営監査室」において、監査の実施手続きに関する方針や監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」により監査を実施した。また、監事、会計監査人、経営監査室による監査会議を開催し、監査方針・監査内容等について協議した。
- ・「研究費の不正使用防止行動計画」、「研究費の不正使用防止行動計画を実行するための運用マニュアル」を策定し、行動計画推進部署及び研究費に関する相談窓口を設置するとともに、当該運用マニュアルに基づいた内部監査を実施した。

○ 男女共同参画の推進に向けた取り組みが行われているか。

- ・教員のジェンダーバランスの改善については、20%という目標値を設定し、3年ごと（平成21年度）に成果分析を行うよう中期計画に定めているが、期間中の教員採用においても常に目標値を念頭に置いて進めている。
- ・教員の採用にあたっては、「男女雇用機会均等法を遵守し、育児支援型勤務時間体制を導入している」旨を公募書類に明記している。
- ・「育児休業に関する規程」、「勤務時間、休暇等に関する規程」等の育児支援のための規程を整備し、職員の継続的な勤務の促進、職員の福祉の増進及び業務の円滑な運営を図っている。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

- ・具体的指摘事項に関しては、(1)「研究型大学院における専門職大学院との単位互換」について、「専攻間における授業科目の履修に関する要項」を制定して、平成20年度から当該制度に係る単位互換を実施することとした。(2)「国際開発協力に関するコンサルティングの実績」について、学生から寄せられた国際協力活動に関する相談に対して具体的なアドバイスを行い、平成21年度には国際開発協力に関するミニセミナーを実施することとした。(3)「新たに制定した運用マニュアルに基づく一部の取組（内部監査）の実施」について、平成20年度に運用マニュアルに基づく内部監査を実施し、それぞれ対応した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する基本方針
 ① 外部研究資金獲得のための組織及び仕組みを整備し、増額を図る。
 ② 自己収入の増加策については、本学の教育・研究・社会貢献上のサービスの充実に資することを目的とし、費用対効果に配慮しつつ、実施する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>【35】 III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ① 外部研究資金に関する情報を収集し、学内に情報提供するとともに、平成16年度に、申請や受け入れ等を支援する専任の組織を整備する。</p>	<p>【35-1】 外部研究資金に関する情報を収集し、学内にメールやホームページ等により情報提供を行う。</p>	III	<p>各種研究助成金の情報については、メールとホームページを通じて、教員に最新情報の提供を行い、民間財団等の助成金に24件応募し、7件が採択された。 特に外部資金の中心である科学研究費補助金の申請については、学内説明会、研究計画調書作成の説明会等を組織的に取り組んだが申請が前年度並みと伸び悩んだ。そのため、外部資金獲得ワーキンググループにおいて、教員に対してアンケートを実施し、問題点の把握及び改善策の検討を行うこととした。</p> <p>【参考】 平成20年度科学研究費補助金の申請は新規49件申請率45.8%（前年度51件48.3%）、継続を含めた申請は63件52.1%（前年度64件53.8%）である。 平成20年度の外部資金の獲得状況については、科学研究費補助金28件36,426千円、共同研究8件3,650千円、受託研究3件17,461千円、委託事業3件10,333千円、寄附金39件38,189千円である。</p>	
<p>【36】 ② ビジネス創造センターを中心として、企業や自治体とのネットワークを組織化し、研究ニーズを汲み上げるとともに、外部資金獲得可能な研究を提案する体制を構築する。</p>	<p>【36-1】 ① ユーザーエクスペリエンス研究部門をさらに充実させ、外部資金導入を図る。 ② 商工会議所や自治体と協力して、政府の各種補助金や外部資金の導入を検討する。</p>	III	<p>① ユーザーエクスペリエンス研究部門が小樽駅前に開設した同ラボラトリーは順調に稼動しており、本邦の大手自動車メーカーなどから共同研究等の申し入れがあった。 ② 小樽市役所との包括連携協定締結を受け、市の職員1名が地域連携コーディネーターとして本年度から常駐している。また、市役所が窓口となって外部資金を導入した複数のプロジェクトに本学の教員が参加し、相互に協力している。</p>	
<p>【37】 ③ 本学の研究者、研究活動、研究成果等に関する情報をデータベース化するとともに、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の獲得に結びつくような広報戦略を策定する。</p>	<p>【37-1】 （平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし）</p>		<p>（地域貢献推進委員会において検討した広報戦略に基づき、「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」と「小樽商大地域連携事例集」のホームページ掲載データの更新を行い、対外的な広報を引き続き充実させた。）</p>	
<p>【38】 (2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 ① 学内資源、設備の開放による自己収入の増加方策 ア. 通常の各種公開講座・セミナーのほか、情報処理センターや言語センター等の施設を活かした一般市民向け各種有料講習会を、適切な料金設定で企画し、受講生を拡大する。 イ. 教室・体育館・プール・緑丘荘等</p>	<p>【38-1】 公開講座等の料金設定及び学内施設の利用方法を再検討する。また、利用拡大を図るための広報方法についても再検討する。</p>	III	<p>札幌サテライトの使用料金を4月から改定した結果、平成19年度と比較して約40%（40万円）の増収となった。 また、教室及び緑ヶ丘荘等の施設利用料を近隣の類似施設の使用料や直近の光熱水費単価を参考に見直すとともに、利用の促進を図るため、教室や体育施設の設備及び利用料金等の概要を本学のホームページに掲載することとした。</p>	

<p>の貸し付け範囲を大幅に緩和し、妥当な料金設定により利用拡大を図る。</p>				
<p>【39】 ② 学生のニーズの高い簿記、言語、情報処理等、検定試験向けの有料講座を、小樽キャンパス及び札幌サテライトに開設する。</p>	<p>【39-1】 前年度までの講座を実施し、在学生だけでなく卒業生も対象として開講する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>在学生及び卒業生を対象とした「公務員受験対策講座」は、5月開始のコースと8月合流コースを開講し、受講者数は26名となった。また、「資格取得講座（簿記3級コース、簿記2級コース、FP3級コース）」を開講し、受講者数は、それぞれ簿記3級コースが8名、簿記2級コースが3名、FP3級コースが7名となった。 また、「公務員受験対策講座」の受講者を増やす方策として、公務員を目指す学生に対し、「公務員関係ガイダンス」を実施し、延べ137名（内女子85名）が参加した。</p>	
<p>【40】 ③ 寄附講座等の設置 ア. 専門職大学院等に寄附講座を設置するため、企業等へ具体的な講座を提案するなど、積極的に働きかける。 イ. ビジネス創造センター、専門職大学院等に特定目的の基金について寄付が受けられるよう努力する。その際、講座及び基金に寄付者名や寄付企業名を付し、特典を提供するなどの制度を設ける。</p>	<p>【40-1】 （平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし）</p>		<p>(1. 札幌信用金庫の協力により、札幌信用金庫提供科目として「地域市場システム論」（配当年次3・4年次）を開講し、地域経済の活性化と信用金庫をテーマに講義を実施した。 2. 大学院アントレプレナーシップ専攻と生活協同組合コープさっぽろにおいても共同研究「道内小売業の市場構造と小売戦略に関する研究」を締結するとともに、「教育研究助成金（コープ）」として寄附金を受け入れた。）</p>	
<p>【41】 ④ 研究生・科目等履修生等、非正規生の増加を図るため、制度についての広報活動を積極的に行う。</p>	<p>【41-1】 引き続き、研究生・科目等履修生についてのホームページの内容を検証し、改善・充実する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>ホームページの内容を更新し、各科目の授業内容を参照できるようにシラバスにリンクさせた。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	経費の抑制に関する基本方針 運営経費について、その用途、支出額等を総体的に分析し、効果的な削減、節減策を講じる。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>【42】 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策 ① 本学全体の業務を十分に分析、吟味し、さらに外部委託が可能な業務については、費用対効果を考慮の上、外部委託を推進する。</p>	<p>【42-1】 事務組織の再編を進めた上で、業務のアウトソーシングの可能性について、費用対効果の観点を含め検討する。</p>	III	<p>課の見直しを行うとともにチーム制導入に向けて試行を実施した。事務連絡協議会において、事務組織再編への対応について検討したところ、評価に係る一連の業務の目途を見極めるために、当分の間、この試行による事務体制を継続することとし、業務のアウトソーシング可能性の検討については、事務組織再編後に改めて進めることとした。</p>	
<p>【43】 ② 光熱水費、消耗品費、旅費交通費等について、経費の抑制が可能な方策を見直し、該当する経費は、あらゆる観点からの節約削減策を講じる。</p>	<p>【43-1】 ① 契約事務取扱規則において随意契約が可能とされている金額の契約案件についても、積極的に一般競争入札を導入し経費節減を図る。 ② 電話料の契約を見直し、より経済的な割引の導入を検討する。 ③ 使用エネルギーデータの更新を行い、実態を把握する。 ④ 省エネシステムへの更新、試行等を検討する。 ⑤ 学生・教職員へ省エネ・省資源の啓蒙活動を行う。 ⑥ 光熱水量の1%削減を目指す。</p>	III	<p>① 契約事務取扱規則において随意契約が可能とされている金額の契約案件についても、経費節減が図れるものについては一般競争入札を導入した。また、今年度末に契約期間満了となる複写機・複合機の契約方法を賃貸借と保守を併せた1枚当たりの単価契約とする一般競争入札を行った。 ② 電話料の契約の見直しについて検討を行ったが、費用対効果の成果が示せない状況であるとの結果が出た。 ③ 施設課ホームページに掲載の使用エネルギーデータを更新し、使用量を把握した。 ④ 便所改修工事において、節水型便器、自動点滅照明などの使用について検討し、省エネ・節約につながることから採用した。 ⑤ 施設課ホームページに省エネに関する掲示や、使用エネルギーのデータの掲載、新任職員ガイダンス時の省エネに関する周知などにより啓発を図った。 ⑥ 平成15年度を100%として、毎年使用量の1%削減を目指しているが、平成20年度の目標値95%に対し、使用量は92%であり、目標値以上の削減を実現した。</p>	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標 資産の運用管理の改善に関する基本方針
 ① 本学の立地条件に適した美しい、学生・教職員にとって快適で、環境に配慮したキャンパスの実現を目指す。
 ② 資産の利用効率を改善し、適切な管理運用方法の工夫を行う。
 ③ 百年建築を見据えた長期使用を前提とする施設の維持保全を実施し、教育研究環境の確保と施設の長寿命化を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【44】 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 ① 本学全体の資産を見直し、有効利用化を検討する。	【44-1】 建物等の利用用途に合わせた有効利用を進める。	III	1. 建物の利用用途と学生の利便性を考慮し、キャリア支援課事務室を一般校舎1階講義室部分に移動し、有効利用を進めた。 2. 図書館2階の目習室を拡大改修し、アメニティコーナーを設置した。 3. 本学の重点領域推進研究のために専門のスペースを配置することを研究推進会議で決定した。	
【45】 ② 施設・備品・実験用器具等の共同利用が可能な資産は、可能な限り共同利用し、利用効率の改善を図る。	【45-1】 維持管理原案に基づき、できるだけ施設の延命化を図る。	III	定期的に構内巡視を行い、劣化による浮き、欠け、剥がれが生じていた学生会館などの玄関周りの床タイルの貼り替え等、早期に対策を施した。	
【46】 ③ 施設等を設置する際には、キャンパスの美化に資するデザイン、ソーラーパネルの設置等、環境への配慮、遊び談話空間等の快適さに十分配慮し、また資金調達や管理面においては、PFIを導入する等の検討を行う。	【46-1】 快適空間のための環境整備を図る。	III	一般校舎西側1・2階のトイレを改修し、洋式便器などへの更新や、省エネタイプの機器を採用して利用環境の改善を図った。資金・管理面においては、小規模のためPFI導入はメリットが得られないことから、施設費交付事業で整備を行った。 新学生寮の建設に向けて、学長を中心にPFI事業を含め、具体的な取り組みを検討した結果、新学生寮は100人規模で2011年度入居を目指すこととした。 なお、PFI事業により実施する場合は、東北大学の学生寮を視察調査した結果、建設まで4年間程度の期間が必要であること、入居者の数が400人規模以上必要であることかわかり、これを断念することとし、建設費用の一部は借入金で賄うこととした。	
【47】 ④ 学内施設を積極的に開放し、地域社会への貢献を図り、利用効率を改善する。さらに、学内ホームページ等により、開放状況を積極的に広報する。	【47-1】 これまでの取り組みを再度検討し、更なる効率的・効果的運用について検討する。	III	教室及び緑ヶ丘荘等の施設利用料を近傍の類似施設の使用料や直近の光熱水費単価を参考に見直した。また、利用の促進を図るため、教室や体育施設の設備及び利用料金等の概要を本学のホームページに掲載することとした。	
【48】 ⑤ 施設の要修繕箇所を把握し、計画的に懸案を解消するため優先順位を整理の上、適切な財源の確保や効果的な方策を講じる。	【48-1】 優先順位の高いものについて、財源確保の方策を図り、改善を実施する。	III	優先順位の高い、劣化の進んだ学生会館などの床タイルについて、施設修繕費により張替の工事を行った。	
【49】 ⑥ 潜在するリスクに対する予防的な施設の点検、保守、修繕等を効果的に実施する。	【49-1】 修繕・改修の計画に基づき、財源確保についての検討を行い、実施を図る。	III	施設修繕計画に基づく一般校舎西側1・2階トイレの改修は、予定していた財務・経営センター施設費交付事業交付金により実施した。	
【50】	【50-1】		本年度実施した一般校舎1・2階トイレ改修工事において、昨年	

<p>⑦ 施設の新増築や修繕の計画において、教育や研究・実験レベルに見合った機能水準を設定し、イニシャルコスト及びランニングコストについて検討する。</p>	<p>イニシャルコスト及びランニングコストについての検討、見直しを行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>トイレ改修工事のイニシャルコストを見直したことにより、コストが縮減され、廊下の床張り替え工事を追加することが出来た。又、省エネ形の機器を導入し、ランニングコストの縮減を図った。</p>	
<p>【51】 ⑧ 平成17年度末までに、施設の巡回点検及び利用者の安全性、信頼性に関する意見聴取を実施し、その劣化状況・修繕方法とこれに要する費用の総額を把握する。</p>	<p>【51-1】 改善に必要な費用についての見直しや、修繕方法の工夫などをして、一部の修繕を図り資産の効率的・効果的運用を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>一般校舎西側トイレの改修において、昨年実施のトイレ改修のコスト、改修方法を見直して実施したことにより、コストが縮減され、その費用により廊下の床張り替えを追加で実施し、資産の効率的・効果的運用を図った。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

- 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
 - ・科学研究費補助金の大幅獲得を目指すために、外部資金獲得ワーキンググループにおいて、教員に対しアンケート調査を実施した。今後はアンケートを集計・分析し、改善策を検討する。
 - ・札幌サテライトの使用料金を改定した結果、前年比約40%の増収となった。
 - ・有料による「公務員受験対策講座」、「日商簿記2級講座」、「ファイナンシャルプランナー技能士3級講座」を札幌サテライトで開講した。
 - ・「公務員受験対策講座」の受講者拡大を目指すため「公務員関係ガイダンス」を開催し、140人ほどが参加した。
 - ・大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻と札幌生活協同組合と共同研究協定「道内小売業の市場構造と小売戦略に関する研究」を締結するとともに「教育研究助成金（コープ）」として寄附金を受け入れた。
 - ・本学と地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している小樽市民との「一日教授会」において、体育施設等の概要や利用手続方法について広報活動を行った。
 - ・ビジネス創造センターに整備したユーザーエクスペリエンス研究部門のユーザービリティラボに、大手自動車メーカー等から共同研究及び受託研究の依頼があり、外部資金獲得に結びつくこととなった。
- 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
 - ・小樽市との包括連携協定を締結し、小樽市職員1名が地域連携コーディネーターとして本学に常駐し、小樽市が窓口となって外部資金を導入した複数のプロジェクトに本学の教員が協力した。
 - ・小樽商科大学利益相反マネジメントポリシーを制定し、本学が産学官連携活動を通じて社会貢献という使命を果たしていくために、利益相反や責務相反による弊害を抑え、大学と職員が公正かつ効率的に業務を遂行するための基本的な姿勢と利益相反のマネジメント方法を広く学内外に明示した。
 - ・札幌信用金庫の協力による提供科目「地域市場システム論」を開講し、地域経済の活性化をテーマに授業を実施した。
 - ・本学ホームページに掲載の使用エネルギーデータを更新し、使用料を把握した。
 - ・事務量の軽減や省エネルギーを進めるために次の対策を実施した。
 - ①システム・機器の賃貸借契約を単年度契約から複数年契約に変更した。
 - ②使用エネルギーの実態把握に基づく重油、水、薬剤の使用量を削減した。
 - ③ホームページによる省エネの啓蒙、新任職員への省エネ教育を実施した。
 - ④体育館等の改築工事において、省エネ用照明制御システムを導入した。
 - ・各施設の劣化状況を調査し、商学部校舎及びサークル共用施設の屋上防水の改修工事を行い施設の延命化を図った。

2. 共通事項に係る取組状況

- 財務内容の改善・充実が図られているか。
 - ・契約事務取扱規則において随意契約が可能とされている契約案件について、一般競争入札を導入し、経費の節減を図った。
 - ・契約期間満了となる複写機の契約方法を賃貸借と保守を併せた1枚当たりの単価契約とする一般競争入札により行った。
 - ・トイレの改修工事において、節水型便器、自動点滅照明などを設置し、光熱水料費の節約を図った。
 - ・光熱水量の使用量について、目標値である前年度比1%を上回る削減を実現した。
 - ・通信運搬費の抑制を図るため、郵便物の集配送に宅配業者を参入させた結果、経費節減となった。
- 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人事管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。
 - ・非常勤講師手当額の縮減及び事務処理の簡素化・効率化を図る観点から、非常勤講師手当額の単価の決定方法を見直し、定額制に移行した。
 - ・人件費について、「第一期中期計画における財政計画」を基礎として、財務委員会において再検証を行った結果、同計画における「学内教員定員管理の基本的枠組み」のとおり、常勤教員の採用保留数を当初の3名から4名とした。
- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
 - ・外部資金の導入について、次の取組を行った。
 - ①産学連携マニュアルをホームページに掲載し、外部資金獲得に関する基本情報、企業と大学における研究協力制度についての解説及び各制度の受け入れ実績を発信した。
 - ②本学教員社会連携のための「教員ディレクトリー」をホームページに掲載し、本学教員の社会貢献対応事項について発信した。
 - ③本学の知的財産ポリシーをホームページに掲載し、本学の知的財産に関する基本的な考え方や知的財産の管理、活用促進等の方針を発信した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報の提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標 (1) 評価の充実に関する基本方針
 ① 評価結果が大学運営の改善に積極的に活用されているかを正確に検証する。
 ② 社会的に関心を持たれるような大学評価を行うことによって、本学における大学評価活動をさらに充実させる。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【52】 IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 平成18年度末までに、評価項目の選定について、広く学内外の意見を聴取するための制度を構築するとともに、緊急性・重大性・即効性の見地から、評価の重点課題の選定を行う。	【52-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)			
【53】 (2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 ① 平成19年度末までに、評価結果を大学運営の改善に活用するためのフィードバック・システムを構築する。	【53-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)			
【54】 ② 平成20年度末までに、本学と同じような状況や立場にあると思われるいくつかの大学に対する評価結果を調べ、本学の結果との比較検討を行い、改善措置を講ずる。	【54-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)		(「法人評価比較検討改善要領」に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会における他大学の評価結果を比較検討し、本学における改善可能な事項について検討した。)	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報の提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標 (1) 情報公開等の推進に関する基本方針
 ① 大学の説明責任を果たし、社会のニーズに適切に対応した情報公開を積極的に推進する。
 ② 大学の知的情報の電子情報化、データベース化を促進する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>【55】 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 (1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ① 本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。</p>	<p>【55-1】 大学情報をわかりやすく積極的に公開・提供するため、現状の情報公開の内容、提供方法等を検証し、必要に応じて見直し・改善を検討する。</p>	IV	<p>1. 小樽商科大学駅前プラザ「ゆめぼーと」を大学情報の発信基地として、各種広報誌、入試情報、イベント情報の広報を行った。さらに、学長と記者との懇談会を開催し、大学情報の内容及び提供方法等について、記者との意見交換を行った。また、「ゆめぼーと」に関するアンケート用紙を常備し、ニーズの汲み上げを行った。</p> <p>2. 平成20年10月に「一日教授会」を開催し、本学のマスタープランについて市民と意見交換を行うとともに、市民に対して様々な大学情報を提供した。また、市民からのニーズを汲み上げるため、アンケート調査を行った。</p> <p>3. 広報誌専門委員会に学外の広報の専門家をおブザーバーとして参画させ、広報誌の誌面作りを充実させた。</p> <p>4. 平成21年2月に新設された市内の私設ミュージアム「小樽歴史館」に出展し、観光客を含む市民に対して大学情報を発信した。</p> <p>5. ホームページ専門委員会にて、「各学科等のHP掲載事項・更新基本ルール」を策定し、各学科等のHP担当者に基本ルールを周知した。広報担当部門では年次計画を策定し、計画に基づき広報活動を行った。</p> <p>6. 大学情報については、本学のホームページにおいては、一般向けの「学報」、卒業生向けの「広報室だより」を毎月発行し、大学の最新情報を提供した。本年度から、職員のチームにより運営されているブログ「商大くんがいく!」では、毎日内容の更新を行い、有益な情報を提供した。また、最新の大学情報については、本学のトップページのヘッドラインニュースに掲載し、情報の共有を進めた。紙媒体では、学生向けの「学園だより」、市民向けの「ヘルメス・クーリエ」を定期的に発行し、大学の情報を提供した。</p>	
<p>【56】 ② 情報公開及び広報活動の推進のための体制整備・充実を図る。 ア. 様々な情報を適切かつ積極的に公開・提供するための、基本的な広報戦略を策定するため、学外者を含めた情報公開を推進する委員会を設置する。 イ. 上記広報戦略を実施し、学内の様々な情報をわかりやすく公開・提供するため、広報担当部門を設ける。</p>	<p>【56-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>			
<p>【57】 ③ 社会のニーズに適切に対応した効果的な広報戦略を策定する。 ア. 広報誌、ホームページ等の様々</p>	<p>【57-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>		<p>(広報戦略を具体化する実施計画を実行する上で、さらなる本学に対する一般市民等のニーズ調査が必要となり、市民モニター制度の創設について検討を行い、平成21年度からの導入を決定した。)</p>	

<p>な広報媒体に関して地域社会のニーズを把握するため、アンケート調査を企画、実施する。</p>				
<p>【58】 イ. 多様な外国語による海外への情報発信を充実・強化する。</p>	<p>【58-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>		<p>(1. 訪問者が容易に情報を得やすいよう、国際交流センターホームページを刷新するための編集・製作を行った。 2. 併せて、University Guide2008-2009年版の内容の一部を、中国語・韓国語にも反映させた。 3. 短期留学プログラムに特化したホームページ(英語)が完成し、海外へのアピールを強化するツールとして活用してした結果、海外から短期留学プログラムに関する問い合わせがあるなど、効果が表れている。)</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	
			<p>----- ウェイト総計</p>	

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

1. 特記事項

- 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
 - ・本学の広報として、「大学概要」「大学案内」「大学院案内」の他に、大学の広報誌として「ヘルメス・クーリエ」、学生生活状況を広報する「学園だより」、自己点検・自己評価の実施状況を広報する「北に一星あり」、FD活動状況を報告する「ヘルメスの翼に」、ビジネス創造センターの活動内容を広報する「ビジネス創造センターニューズレター」、百年史編纂室ニュース「緑丘アーカイブズ」等を発行することにより、学生、地域住民、高校、地域経済団体、公共図書館、私立大学等に情報提供を行った。
 - ・パブリシティの活用に重点を置く本学の「広報戦略」に基づいて広報活動を展開するため、報道機関の記者と学長との懇談会を開催した。
 - ・広報を一元的に担当する事務組織である「広報担当部門」において、学生、教職員、一般市民、卒業生を対象として、広報誌、ホームページ等広報全般に対するアンケート調査及び集計を行った。また、広報委員会においては、集計結果を調査分析し、「小樽商科大学広報戦略」を策定した。
 - ・創立百周年に向けて作成したロゴマークやキャラクターにより、市民や卒業生等にアピールした。
 - ・教育及び研究の自己点検・評価を実施するために、経営協議会の学外委員の意見を参考にして、「教育評価実施要項」及び「研究評価実施要項」を作成した。
 - ・ビジネス創造センター（CBC）主催の「CBC産学連携研究成果報告会」において、「北洋銀行企業再生寄附研究部門」の活動を発表し、広く外部に周知を図るとともに、研究報告書を作成した。
- 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
 - ・広報委員会委員に学外有識者1名を加え、積極的な広報活動を展開する体制を整備した。この学外委員の参加により、情報発信は地域住民への浸透度、内容の評価及び費用対効果について評価軸を設定して確認する必要がある等、広報活動に対する具体的な意見を得ることができた。
 - ・大学評価委員会において、自己点検・評価の基本となる評価項目を検討し、教育研究に関する評価項目を中心とした「自己点検・評価の評価事項及び評価項目」を作成し、評価の重点課題等の整備を行った。
 - ・ホームページ委員会において、「各学科等のホームページ掲載事項・更新基本ルール」を策定して、ホームページ担当者に基本ルールを周知するとともに、同委員会広報担当部門は年次計画を作成し、広報活動を実施した。
 - ・広報戦略を計画するために一般市民等に対するニーズ調査が必要であるとして、市民モニター制度を平成21年度から創設することとした。

2. 共通事項に係る取組状況

- 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。
 - ・中期計画・年度計画の進捗管理は、各実施主体から当該年度の11月末までにPCファイルに実施状況の書き込みを義務付け、その後の状況については個別に進捗を管理している。同様に、自己点検・評価の作業もPCファイルにより実施し効率化を図っている。
- 情報公開の促進が図られているか。
 - ・小樽商科大学駅前プラザ「ゆめぼーと」を大学情報の発信基地として、各種広報誌、入試情報、イベント情報の広報を行うほか、「ゆめぼーと」に関するアンケート用紙を常備し、ニーズの汲み上げを行った。
 - ・「学長と記者との懇談会」、一般市民等を対象とした「一日教授会」を開催し、様々な大学情報を提供するとともに、意見交換、アンケート調査などにより、双方向の情報交換を行った。
 - ・web、紙媒体のそれぞれの特性を活かし、一般向け、学生向け、卒業者向けなどに情報を整理し、有意義かつ最新の情報提供を行った。
 - ・本学ホームページの多言語化について検討を進め、英語版の改訂のほか、中国語及び韓国語によるホームページを作成した。
 - ・寄附講座等の受け入れを増加させるために、広報誌「ヘルメス・クーリエ」及びビジネス創造センター（CBC）のホームページに「北洋銀行企業再生寄附研究部門」の活動状況を掲載した。
 - ・小樽運河沿いの私設ミュージアム「小樽歴史館」に、本学に関する「百年のあゆみ」、「卒業生、小林多喜二・伊藤整の紹介」、本学の前身「小樽高等商業学校の誕生」等のパネル展示等を行い、観光客を含む市民に対して大学の情報を発信した。
 - ・本学ホームページに、ブログ「商大くんがいく！」を毎日更新し、情報提供の方法を工夫した。
- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
 - ・他の大学教員等による外部評価委員会を設置し、2年間にわたり、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻及び商学部・大学院商学研究科現代商学専攻博士課程の教育に関する自己点検・評価について外部評価を実施し、その結果を公表した。
 - ・役員会で評価結果の指摘事項について対応策を含め説明するとともに、本学ホームページにより「国立大学法人小樽商科大学の業務の実績に関する評価結果」を周知した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 ① 施設設備の整備・活用に関する目標

中期目標
 施設設備の整備・活用に関する基本方針
 ① 教育研究の高度化・多様化に対応し、独創性・実務指向性の高い教育研究拠点の充実を図る。
 ② 全学的な経営的視点のもと、施設設備について、重点的・計画的に整備するとともに、その効果的・効率的な利用を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【59】 V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置 (1) 施設等の整備に関する具体的方策 ① 教育研究の重点化のため専門職大学院整備に必要なスペースは、総合研究棟の計画及び現有施設の点検評価の結果に基づき改善等により整備する。	【59-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)			
【60】 ② 健康科学系施設等老朽施設の改善を図るため、重点的かつ計画的に整備する。	【60-1】 老朽施設及び設備の改善、耐震性能の向上、利用者の安心安全を図るため、平成21年度概算要求を行う。	III	老朽した基幹設備の改善、安定したエネルギーの供給、及び環境負荷の低減を目指し、基幹環境整備事業を5ヶ年計画で策定して、平成21年度概算要求を行った。	
【61】 ③ 留学生・日本人学生相互の交流の場だけでなく、地域との交流にも提供できる総合交流会館の整備を図る。整備に当たっては、外部資金による施設整備を検討する。	【61-1】 (平成19年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)			
【62】 ④ 電力、冷熱源施設及び駐車場等の整備について、PFI事業を前提とした計画を検討する。	【62-1】 (平成21年度実施のため、平成20年度は年度計画なし)		(電力、冷熱源施設の改修整備を含めた基幹環境整備事業および駐車場整備におけるPFI導入の可能性について「PFI導入可能性検討マニュアル」(文部科学省)に基づき検討したが、メリットが得られないことから、基幹環境整備事業については施設整備費補助金で、駐車場整備については学内予算で整備することとした。)	
【63】 ⑤ 地球環境の保全への取り組みとして、地域社会から信頼される大学の環境管理を行うため、環境整備についての計画を策定する。	【63-1】 環境保全の取り組みとして、環境負荷の低減についての試行を検討する。	III	環境負荷を低減するため、平成21年度概算要求事業の基幹環境整備事業では、熱源設備が使用する燃料を重油から天然ガスへ変更し、個別暖房方式を取り入れて整備する計画とした。 電気量削減のため、講義室の照明器具を省エネタイプのものに一室更新した。	
【64】 (2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ① 平成16年度に有効利用に関する規程等を制定し、実施のための組織及び体制を確立するとともに、施設の利用状況等を点検評価し、教育研究スペースの総体的な有効利用を図る。	【64-1】 施設の有効利用、共通スペースの確保についての実施検討を進める。	III	1. 施設の有効利用と学生の利用環境向上を検討した結果、一般校舎1階の講義室をキャリア支援課事務室に改修し、移転した。又、移転した跡地については、共通スペースとした。 2. 図書館自習室を拡大改修して、アメニティコーナーを設置した。	

<p>② 施設等の有効利用及びスペースを効率的に活用するため、ア. 利用頻度の低い施設、イ. 新增築・大型改修時に延べ面積の20%以上を確保、等施設設備の有効活用を図る。</p>				
<p>【65】 ③ 平成18年度末までに、施設設備の劣化状況等を的確に把握した計画的・段階的な更新計画を策定し、実施するための施設設備管理システムを構築の上、施設マネジメントを推進する。</p>	<p>【65-1】 施設等の維持管理のための施設設備管理システムの内容見直しを図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>施設設備管理システムを省エネに配慮した内容に見直しを行い、それに併せて基幹設備更新計画を見直した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標 (1) 安全管理に関する基本方針
 ① 学内環境を快適で安全に維持するため、安全管理に関する諸規程や組織を再点検する。
 ② 学生・教職員に対し、安全意識の啓蒙に努めるとともに、リスク管理体制を整備する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>【66】 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 ① 労働安全衛生法等に基づき、学内諸規程の見直しと整備を図り、ガイドラインや安全点検マニュアルを整備する。また、安全管理に関する責任部署を明確化し、点検マニュアルによる点検を定期的に行う。</p>	<p>【66-1】 衛生委員会において、学内施設等の安全点検を点検マニュアルにより継続的に実施し、必要に応じ改善対策を講じる。</p>	III	<p>1. 衛生委員会において、安全点検マニュアルに基づき、月1回、学内施設等の安全点検を定期的に行い、体育館の壁及び学生会館の階段タイルの修理、地盤が陥没した場所の補修など対策を講じた。 2. 平成18年4月に附属図書館のアスベストの除去工事が完了したが、それまでの間に図書館に勤務していた職員を対象に、定期健康診断において内科の医師がアスベストを考慮した問診・検診を行った。 3. 平成19年度に引き続き、麻疹感染防止の観点から、学内に予防対策を通知するとともに、教職員の採用初年度の健康診断においても、抗体検査を実施した。 4. こころの健康管理を目的とし、管理職員を対象に、メンタルヘルス講演会を実施した。</p>	
<p>【67】 ② 平成16年度に施設、備品、傷害、事故等に備え、保険加入を促進する。</p>	<p>【67-1】 (平成19年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>		<p>(学生・教職員の賠償事故について、費用対効果等の検討も踏まえ再検証し、前年度とはほぼ同額の掛金で総合賠償保険の基本補償及び海外活動賠償責任担保特約の免責額を低く設定された補償内容の保険に加入した。)</p>	
<p>【68】 ③ 毒物・劇物の取り扱いについて既定の要項を再点検するとともに、要項に準拠した管理方法が行われているかを確認するため、平成16年度に点検マニュアルを整備し、定期的な点検を行う。</p>	<p>【68-1】 平成19年度に引き続き、「毒物及び劇物取扱要項」及び「事故対策マニュアル(毒物及び劇物)」に基づき、本学の保有する毒物・劇物の管理状況に関する点検を実施する。</p>	III	<p>今年度新たに生化学実験室が設置されたため、毒物・劇物の「保管状況一覧」を作成した。また、各実験室に保有する毒物・劇物について、使用責任者立ち会いのもと、現物の確認、保管の状況、受払簿の記載内容等に関する定期点検を実施し、良好に管理されていることを確認した。</p>	
<p>【69】 (2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策 ① 様々な媒体を通じて、安全意識の啓蒙に努めるとともに、学内メール等による学生等からの問題点の指摘や、相談のための窓口を平成16年度に設ける。</p>	<p>【69-1】 各種講演会開催、安全マニュアルの配布、平成16年度に設置した相談窓口を通して、引き続き学生の安全意識啓蒙に努める。</p>	III	<p>1. 学生向けの安全マニュアルを、新入生オリエンテーションで配付した。また、危機管理啓発活動の一環として、交通安全・マナー、悪徳商法撃退等に対するセミナーを開催した。 2. 学生何でも相談室、ハラスメント相談室、学生消費相談室にて学生のキャンパスライフに関する相談を受け付け、適切に対応した。 3. 麻疹及びインフルエンザの感染拡大を防ぐため、ホームページに警告文を記載するとともに、体育系サークルリーダーを対象としたリーダーズ・アッセンブリーにおいて、麻疹及びインフルエンザの感染の拡大防止及び薬物問題に関する啓発を行った。</p>	
<p>【70】 ② 学生・教職員の安全意識向上のため、防火訓練、防災訓練、救急救命訓練等を実施する。</p>	<p>【70-1】 平成19年度に今年度実施に向け検討した地震を想定した訓練を実施するとともに、防火訓練・救急・救命訓練も学生・教職員を対象に実施する。</p>	III	<p>平成20年10月に学生・教職員を対象とした防災訓練を実施した。防災訓練では、小樽市消防署の指導のもとに、自然災害の中でも不意におこる地震の発生を想定し、被害状況の把握や火災に対する対処方法を身に付けるために、情報伝達訓練、通報訓練、消火訓練及び避難誘導訓練を行った。 また、平成20年12月には、体育会系サークルリーダーを対象としたリーダーズ・アッセンブリーにて、救急救命教室を実施した。</p>	

<p>【71】 ③ 学生・教職員の傷害事故、自動車事故等に備え、保険加入を促進する。</p>	<p>【71-1】 (平成19年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>	<p>(学生・教職員の賠償事故について、費用対効果等の検討も踏まえ再検証し、前年度とほぼ同額の掛金で総合賠償保険の基本補償及び海外活動賠償責任担保特約の免責額を低く設定された補償内容の保険に加入した。)</p>	
<p>【72】 ④ 万が一の事故に備え、学長をトップとするリスク管理体制を平成17年度末までに整備し、また、リスク管理の在り方についての研究を行う。</p>	<p>【72-1】 (平成19年度で実施済みのため、平成20年度は年度計画なし)</p>	<p>(1. 危機管理委員会において、今年度発生した学内での盗難事件に対する対応や今後の防止策について分析を行った。 2. 生化学実験室を新たに設置したことに伴い、事故対策マニュアル(毒物・劇物)を見直し、使用責任者を定める等の一部修正を行った。 3. 新型インフルエンザへの対応方針について衛生委員会と合同で審議し、ワクチン接種の奨励、感染予防の啓発について掲示やホームページで周知を図った。)</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	
		<p>----- ウェイト総計</p>	

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

- 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
 - ・小樽市内ホテル経営者から施設の無償提供を受け設置した、小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を、留学生、日本人学生相互の交流の場として、また、地域住民との交流の場として積極的に活用した。
 - ・総合賠償保険に加えて新設の学校専門賠償責任担保特約、及び労働災害総合保険に加えて新設の使用者賠償責任保険特約に加入した。
 - ・既加入保険について見直しを行い、同様の掛金等で、費用面、保険内容とも優位であるものに切り替えた。
- 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
 - ・学生に対する悪徳商法に関する相談を定期的に受け付ける窓口として、「学生消費相談室」を設置した。
 - ・地震等大規模災害を想定した訓練を実施した。
 - ・大学院生の増加に対応して、附属図書館に大学院自習室を整備した。
 - ・衛生委員会において、安全点検マニュアルに基づいて、学内施設等の安全点検を定期的に行っている。また、学生、教職員に対し、避難器具等の設置場所、避難口、緊急連絡先を明記した避難経路図を全教室及びゼミ室に貼り、周知を図った。
 - ・AED（自動対外式除細動器）による救急・救命を中心とした訓練を実施し、AEDの重要性について周知を図った。
 - ・危機管理委員会で定めたガイドラインの趣旨に基づき、マニュアルの点検、見直しを行い、「入学試験ミス防止マニュアル」を作成した。

2. 共通事項に係る取組状況

- 施設マネジメント等が適切に行われているか。
 - ・キャリア支援課を一般校舎1階の講義室に移転し、移転した跡地を共通スペースとして施設の有効利用を図った。
 - ・図書館自習室を拡大改修して、アメニティコーナーとし、利用者の快適な環境作りを図った。
 - ・熱源設備が使用する燃料を重油から天然ガスへ変更し、個別暖房方式を取り入れて整備するなどの基幹環境整備事業の計画を策定するとともに、省エネタイプの機器を採用するなど、環境負荷の低減や省エネの観点で改善を図った。
 - ・札幌サテライトの学外貸出や利便性の向上を図るため、利用状況及び設備等の詳細についてデータ化し、ホームページに公開した。

- 危機管理への対応が適切に行われているか。
 - ・危機管理委員会において、今年度発生した学内での盗難事件に対する対応を行うとともに、今後の防止策について分析を行った。
 - ・今年度新たに生化学実験室が設置されたため、毒物・劇物の「保管状況一覧」を作成し、事故対策マニュアル（毒物・劇物）を見直した。
 - ・衛生委員会において、安全点検マニュアルに基づき、月1回、学内施設等の安全点検を定期的に行い、体育館の壁及び大学会館の階段タイルの修理、地盤が陥没した場所の補修など対策を講じた。
 - ・アスベストの除去工事が終了したが、過去に対象施設（図書館）に勤務していた職員に配慮し、定期健康診断における通常の間診に加え、アスベストを考慮した問診・検診を実施した。
 - ・学生・教職員を対象とした防災訓練、学生を対象とした交通安全・マナー、悪徳商法撃退等に対するセミナー、体育会系サークルリーダーを対象とした救急救命教室、管理職員を対象としたメンタルヘルス講演会などを実施した。
 - ・学生・教職員の賠償事故について、費用対効果等の検討も踏まえ再検証し、前年度とほぼ同額の掛金で総合賠償保険の基本補償及び海外活動賠償責任担保特約の免責額を低く設定された補償内容の保険に加入した。
 - ・麻疹及びインフルエンザの感染拡大を防ぐため、ワクチン接種の奨励、感染予防について、掲示やホームページで周知するとともに、体育系サークルリーダーを対象としたリーダーズ・アッセンブリーにおいて、感染症の拡大防止及び薬物問題に関する啓発を行った。
- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
 - ・研究費の不正使用防止に関して、新たに制定した運用マニュアルに基づく一部の取組（内部監査または外部監査の実施）が平成19年度中に実施されていないと指摘された点について、平成20年度の内部監査計画において、運用マニュアルに基づく監査事項を策定し、内部監査を行った。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	<p>①学士課程 深い専門的知識を身につけ、同時に広い視野を持ち、己の歴史観を養い、豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力を培い、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献し、社会の各分野において指導的役割を果たすことのできる品格ある人材の育成を図る。</p> <p>②大学院課程 従来の研究者養成の基礎としての役割にとどまらず、現代社会の諸分野において貢献しうる高度な専門的職業人の育成を図る。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【73】 I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育の成果に関する目標を達成するための措置 ① 学士課程 ア. 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 課題を発見し自ら思考・行動することのできる能力、他者との会話能力、異文化を理解する能力等を育成する。</p>	<p>【73-1】 ①大学で学ぶことの意義の習得及び高校と大学との接続教育を行う「知の基礎」系科目において、「地域」と「職業」をキーワードに、学生の社会への関心と大学で学ぶ意欲を高める講義を展開する。「総合科目Ⅰ」と「総合科目Ⅱ」は、それぞれ2クラス開講する。</p> <p>-----</p> <p>【73-2】 ②引き続き交換留学、外国人留学生の受入等を通じた国際交流を図る。</p>	<p>「Ⅱ－(1)－① 教育の成果に関する目標」については、中期計画12項目に対して、平成20年度の年度計画は14項目であり、すべての年度計画について順調な進捗状況となっている。 なお、主な取組及び進捗状況は次のとおりである。</p> <p>※「教育研究等の質の向上の状況」の文中では、専攻名等を次のとおり略記した。 アントレ専攻：大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程） 現代商学専攻：大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）</p> <p>○ 平成20年度は、年度計画に関連する講義として、下記の講義を開講した。</p> <p>【昼間コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合科目Ⅰ a (小樽学) ・ 総合科目Ⅰ b (地域再生システム論) ・ 総合科目Ⅱ a (職業と学問) ・ 総合科目Ⅱ b (現代社会の諸問題) ・ 総合科目Ⅲ (エバーグリーン講座) ※本学卒業生が講師 <p>【夜間主コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合科目Ⅰ (学問原論) ・ 総合科目Ⅱ (社会科学への招待) <p>○ 「総合科目Ⅰ b (地域再生システム論)」は、本学及び室蘭工業大学が内閣府と連携し、観光・ブランド・ものづくりを三本の柱として、小樽・室蘭地域が抱える問題点について検討を行う科目であり、今年は室蘭工業大学を会場として夏季集中講義で開講し、学生・地方自治体・企業・一般市民等80名が受講し、小樽・室蘭が抱える問題点等について講義及びケーススタディを実施し、具体的な地域の活性化策について発表が行われた。</p> <p>○ 地域の文化・歴史・経済に関わる授業として、「総合科目Ⅰ a (小樽学)」のほか、「インターンシップ」「社会情報論」を開講した。また、地域の金融経済、中小企業の金融、地場企業の活性化等を内容とした地元金融機関の提供講座「地域市場システム論」を開講した。</p> <p>○ 「総合科目Ⅱ a (職業と学問)」、「総合科目Ⅲ (エバーグリーン講座)」のほか、「地域連携キャリア開発」の授業を通して、経済産業省から予算を獲得した「平成20年度社会人基礎力育成・評価システム構築事業」を展開した。</p>
<p>【74】 イ. 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 a. 経済、行政、教育、文化等社会の各分野の発展に貢献できる人材を育成する。</p>	<p>【74-1】 ①教育課程及び教育方法に関する年度計画の実施を通じて人材育成のための環境の充実に努める。</p> <p>-----</p> <p>【74-2】 ②本学出身の中学・高校教諭の研究会(教職研究会)に、教員を目指す現役学生を参加させる。</p> <p>-----</p> <p>【74-3】 ③引き続き交換留学、外国人留学生の受入等を通じた教育の国際交流を実施する。</p> <p>-----</p> <p>【74-4】 ④就職支援事業の充実・発展と進路支援組織の体制強化を図る。</p>	<p>○ 「総合科目Ⅰ b (地域再生システム論)」は、本学及び室蘭工業大学が内閣府と連携し、観光・ブランド・ものづくりを三本の柱として、小樽・室蘭地域が抱える問題点について検討を行う科目であり、今年は室蘭工業大学を会場として夏季集中講義で開講し、学生・地方自治体・企業・一般市民等80名が受講し、小樽・室蘭が抱える問題点等について講義及びケーススタディを実施し、具体的な地域の活性化策について発表が行われた。</p> <p>○ 地域の文化・歴史・経済に関わる授業として、「総合科目Ⅰ a (小樽学)」のほか、「インターンシップ」「社会情報論」を開講した。また、地域の金融経済、中小企業の金融、地場企業の活性化等を内容とした地元金融機関の提供講座「地域市場システム論」を開講した。</p> <p>○ 「総合科目Ⅱ a (職業と学問)」、「総合科目Ⅲ (エバーグリーン講座)」のほか、「地域連携キャリア開発」の授業を通して、経済産業省から予算を獲得した「平成20年度社会人基礎力育成・評価システム構築事業」を展開した。</p>

<p>【75】 b. 北海道における経済社会の活性化及び発展に貢献できる人材を育成する。</p>	<p>【75-1】 地域の文化・歴史・経済に関わる授業を立案し実施する。平成19年度に引き続き、室蘭工業大学との連携講義「総合科目Ⅰ（地域再生システム論）」を開講する。</p>	<p>○ 北海道経済連合会主催の「道内留学生との視察、意見交換会」の実施（平成20年9月）、市内の小・中学校の「総合的な学習の時間」との連携で、本学の「日本事情Ⅰ」を受講している留学生が、小樽市内5小中学校を訪問（平成20年11月）するなどし、国際交流の推進を図った。</p>
<p>【76】 c. 大学院において専門的な研究を目指す人材を育成する。</p>	<p>【76-1】 「学部学生の大学院科目履修制度」及び「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」の周知を図り、大学院進学を目指す人材の増加を図る。</p>	<p>○ 経済産業省が実施する、「アジア人財資金構想（高度実践留学生育成事業）」である「札商アジアブリッジプログラム」に参加し、留学生の就職に関する支援充実を行った。</p> <p>○ 平成20年12月に言語センターを会場に第21回小樽商科大学教職研究会を開催し、卒業生、学生、本学教員など約50名が参加した。</p>
<p>【77】 ウ. 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 a. 教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。</p>	<p>【77-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>	<p>○ アントレ専攻において、北海道大学農学院及び保健科学院との間で両学院の学生を受け入れて、1年間でMBAを取得させる特別コースに関する協定を締結した。</p>
<p>【78】 b. 卒業生、地域及び卒業生の就職先等から評価を得るシステムを作る。</p>	<p>【78-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>	<p>○ 組織変革のできる自治体職員を育成するという計画に関して、教育目的をシラバス等で周知の上実施しており、アントレ専攻において平成20年度は6名の自治体職員が在籍している。</p>
<p>【79】 ② 大学院課程 ア. 修了後の進路等に関する具体的目標の設定 a. 新規事業を創造し、既存企業の変革を担う人材を育成する。</p>	<p>【79-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 新規事業を創造し、既存事業の革新を行い、組織改革を実行しう人材を育成する。</p>	<p>【過去に実施済み等により年度計画にはないが、特に取り組んだ事業等】</p> <p>○ 地域社会における学生の課外活動を支援するための助成制度「小樽商科大学グリーンヒル・プロジェクト」について、下記の2件を採択し、北海道における経済社会の活性化及び発展に貢献できる人材の育成に努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) YOSAKOIソーラン祭り、小樽潮まつりをはじめとする地元のイベント等への参加により、札幌市民、小樽市民との交流を促進する「YOSAKOIサークル翔楽舞」の活動プロジェクト 2) 学生が卒業後のビジネスについて考え、実行主体であることを前提に、ビジネスプランを作成し、プランの完成度、発想のおもしろさを競うことを目的とした「北海道学生ビジネスコンテストBiz'08」プロジェクト
<p>【80】 b. 専門的知識に基づき、地域経済振興政策を担う自治体職員等を育成する。</p>	<p>【80-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 組織変革のできる自治体職員を育成する。</p>	
<p>【81】 c. 地域文化の担い手となる人材を育成する。</p>	<p>【81-1】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 博士前期課程及び後期課程において、改正された新しい教育課程の下で、地域の知識基盤社会を支える高度な知的素養を備えた人材の育成を図る。</p>	
<p>【82】 イ. 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p>	<p>【82-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</p>	

<p>a. 教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。</p>	<p>①引き続き授業改善のアンケートを実施し、成績評価と合わせて自己点検評価を行う。 ②平成19年度に行った外部評価結果を分析し必要な措置をとるとともに評価結果を社会に公表する。</p>
<p>【83】 b. 修了生、地域及び修了生の就職先等から評価を得るシステムを作る。</p>	<p>【83-1】 アントレプレナーシップ専攻のホームページに「同窓会(Alumni)」を設け、修了生に対して大学の情報を発信できるようにし、修了生間、修了生と学生間の情報交換が出来るようにする。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

- (1) 教育に関する目標
- (2) 教育内容等に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>① 学士課程</p> <p>ア. アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <p>a. 社会科学や人文科学等を学ぶために必要な基本的知識を身につけ、自己の能力や適性を高める意欲を持った学生を受け入れる。異なる文化、異なる人生経験をもった人々との交流が教育に果たす役割を重視し、社会人、留学生等を積極的に受け入れる。</p> <p>イ. 教育課程に関する基本方針</p> <p>実践的・国際的商学教育の理念に基づき、教育課程を実現するために、以下のことに努める。</p> <p>a. 教養教育及び専門教育のための4年間一貫したカリキュラムの確立</p> <p>b. 少人数教育を重視した教育課程の充実</p> <p>c. 専門4学科と人文・社会・自然・言語の各分野の教育を有機的に関連させた商科系単科大学にふさわしい教育課程の確立</p> <p>d. 働きながら学ぶ人々のための、夜間主コースの教育課程の改革</p> <p>e. 大学院との連携の促進</p> <p>f. 実学を重視した教育課程の充実</p> <p>ウ. 教育方法に関する基本方針</p> <p>a. 教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態、学習指導方法を研究し、実施する。</p> <p>b. 学生の学力や資質に見合った授業形態や教授法を採用することによって講義の充実を図る。</p> <p>エ. 成績評価等に関する基本方針</p> <p>a. 学生の卒業時の質の確保を図るため、成績評価基準の明示と厳格な運用を行い、有効性のある成績評価を実施する。</p> <p>② 大学院課程</p> <p>ア. アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <p>a. 豊かな教養と倫理観を備えた高度専門職業人としてのビジネスリーダーを目指す者</p> <p>b. 専門的知識に基づき、地域の国際化や文化振興の実践を目指す者</p> <p>c. 社会科学諸分野の研究を深め、学術の発展に貢献する者を広く受け入れる。</p> <p>イ. 教育課程に関する基本方針</p> <p>実践的・国際的商学教育の理念に基づき、MBAを授与できる高度専門職業人教育のための教育課程を整備するとともに、研究型大学院の教育課程の充実を図る。</p> <p>ウ. 教育方法に関する基本方針</p> <p>a. 高度専門職業人教育においては、社会人の履修に配慮し、MBAにふさわしい実践的な教育方法を開発する。</p> <p>b. 研究型大学院においては、言語センターや一般教育系を含めた本学の多様な教育資源を活用した教育方法を開発する。</p> <p>エ. 成績評価等に関する基本方針</p> <p>大学院学生の修了時の質の確保を図るため、成績評価基準の明示と厳格な運用を行い、有効性のある成績評価を実施する。</p>
-------------	---

		計画の進捗状況
<p>【84】</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学士課程</p> <p>ア. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>a. 高校教員との恒常的な情報交換、大学の授業の高校生への開放及び大学説明会の開催等を通じた高大連携を積極的に推進し、アドミッション・ポリシーを周知するとともに高校側との意思疎通を図る。</p>	<p>【84-1】</p> <p>これまでに実施した入試広報・高大連携事業を踏まえ、より適確で効果的な平成20年度事業計画を策定し、事業を実施する。</p>	<p>「II-(1)-② 教育内容等に関する目標」については、中期計画36項目に対して、平成20年度の年度計画は41項目であり、すべての年度計画について順調な進捗状況となっている。</p> <p>なお、主な取組及び進捗状況は次のとおりである。</p> <p>○ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策として、入試広報に関して以下の事業を実施した。特にオープンキャンパスについては、開催プログラムの見直し、積極的な広報等により、参加者が昨年度の1,050名から1,400名に大幅に増加した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「オープンキャンパス」参加者数1,400名 2. 高校に出向く「出前講義」実施校12校 3. 高校訪問：道内17校、道外10校 4. 高校からの訪問：訪問校21校 5. 高校生を対象にした「通常授業体験講座」参加者数6名 6. 手稲高校での「学び体験ゼミ」（4日間）参加者数80名 7. 進学説明会（校内ガイダンス）：22校 8. 受験産業主催合同説明会：18回
<p>【85】</p> <p>b. 高大連携の企画・実施のための体制を充実する。</p>	<p>【85-1】</p> <p>入試広報・高大連携事業を、全学的な協力体制の下で実施できるプランを作成</p>	

	<p>する。</p>	<p>9. 北海道進学コンソーシアムへの参加（札幌市：参加者260人） 10. 北海道高大連携フォーラムへの参画 11. 関東地区高等学校進路指導担当教諭対象説明会：（2回開催，参加者20名）</p>
<p>【86】 c. 入学者選抜方法の研究のための専門的な組織を充実させ、入学者選抜方法の点検評価及び改善の取り組みを促進する。</p>	<p>【86-1】 ①平成20年度入試の選抜結果の分析及び成績調査等を実施する。 ②少子化における本学の入学者選抜方法の在り方について、引き続き検討する。</p>	<p>○ 道外からの入学者確保方策として、関東地区において進路指導担当教諭を対象とした説明会を本学主催で実施した。また、高度な資格取得者を対象にした特別選抜制度の導入について検討を開始し、商業高校への聞き取り調査など、ニーズ調査・分析を行った。</p>
<p>【87】 d. 社会人、留学生に対するアドミッション・ポリシーの周知、入試情報の提供及び日本における就職支援等を積極的に展開し、受験生の増加に努める。</p>	<p>【87-1】 平成19年度入試広報の実績を踏まえて、社会人及び留学生に対する入試広報活動を実施する。 ----- 【87-2】 経済産業省が実施するアジア人財資金構想に基づく「高度実践留学生育成事業」コンソーシアム（札商アジアブリッジプログラム）に外国人留学生を積極的に参加させる。また、「企業訪問」「学内企業セミナー」等で、外国人留学生の採用依頼に一層努める。</p>	<p>○ アントレ専攻については、入試区分により受験対象者が異なるが、それぞれの受験者が抱える事情等に配慮し、様々な取組を行い改善を図った。 【社会人入試】 「組織推薦入試」制度については、昨年度までの出願期間が2週間程度であったが、期間内の対応が難しいという企業担当者からの要望に応え、出願期間を約半年間に拡大し、試験日を固定しない「随時選抜制度」を導入した。また、選抜方法についても、学力試験を課さない代わりに、タイプの異なる面接を2回行うなどより、受験者の負担の軽減と、公正かつ適正な合格判定の両立を図った。「組織推薦入試」の広報策として、入学者が所属している札幌近郊の企業等約30社を個別訪問し、本専攻のPR及び組織推薦を主とした入試制度の説明を行った。また、組織推薦をPRするリーフレットを作成し、企業等約330社に送付するとともに、札幌商工会議所等のメーリングリストを利用し、会員企業に説明会の案内を行った。 これにより、志願者が昨年度2人から今年度6人に増加した。</p>
<p>【88】 e. 上記事項を機動的・専門的に運営するため、教員・事務職員構成する専門組織の設置について検討する。</p>	<p>【88-1】 （平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>	<p>【一般入試】 従前は英語能力を測るため、TOEFL等のスコア提出を義務付けていたが、選抜における英語の成績と入学後の学業成績を分析した結果、両者に相関がないことが判明したこと、また、TOEFL等の受験を逃した者が、出願できないケースがあったことから、同スコアの提出を任意とした。また、スコア提出者の語学習得に対するインセンティブを維持させるために、同スコアを入試得点化して明示した。</p>
<p>【89】 イ. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 a. 専門科目を1年次から配置することにより、基礎から応用に至る学習を可能とし、教養科目については、1年次からの導入・3～4年次での発展を保證する体系化したカリキュラムの編成（いわゆるくさび型）を一層推進する。</p>	<p>【89-1】 現行の教育課程の検証に基づいて必要な見直しを行ない、実施する。</p>	<p>○ 経済産業省が実施するアジア人財資金構想に基づく「高度実践留学生育成事業」コンソーシアム（札商アジアブリッジプログラム）に、7名の外国人留学生（学部5名、大学院2名）が参加した。また、札商アジアブリッジが実施した合同企業説明会に14名の外国人留学生が参加した。 また、本学の外国人留学生の負担を軽くするため、本学が実施するインターシップを「札商アジアブリッジプログラム」として代替出来るよう要請し、同要請が認められた。</p>
<p>【90】 b. 少人数による授業科目の充実及び少人数による授業法の改善のための検討を進める。</p>	<p>【90-1】 これまでの授業時間割を検証し、多角的観点から大人数クラス削減のための適正な科目数配置について検討を行う。</p>	<p>○ 学生にとって快適かつ効果的な修学環境を提供するため、1クラス当たりの履修者数を適正な数値にすべく、以下の取組を行った。 1. 教務委員会に時間割ワーキンググループを設け、過去の時間割を基に問題点を洗い出し、改善方法等について検討した。その結果、知の基礎系科目において複数クラスを開講するなどにより、大人数クラスの削減を実現した。 2. 本学同窓生が講師となる「総合科目Ⅲ（エバグリーン講座）」については、平成19年度に履修者が増加したが、その原因がレポート提出回数と関連していたと分析し、レポート評価の方法、回数等を改善した結果、適正な履修者数の確保を実現した。</p>
<p>【91】 c. 1年次の学生のために、大学で学問をするための基礎的な知的技法を教授する導入科目の充実を図る。</p>	<p>【91-1】 ①知の基礎系科目で、地域への関心を高めるための授業内容を立案して実施する。 ②引き続き「知の基礎」系科目における大規模クラス解消の一貫として複数クラスの開講に努める。</p>	<p>○ 実践的な語学教育の充実と高度な国際理解力の涵養を図り、様々な取組を行った。 1. 平成20年度から開始したTOEIC IPを1年生全員に受験させ、その成績を英語1単位の評価に利用した。 2. 英語科目において、1・2年ともに基礎、標準、発展の3レベルに分け、半期制授業を開始した。 3. 英語科目において、1・2年ともにTOEICタイプのe-Learningを利用したクラスを開講した。 4. 英語科目において、e-Learning用の自習型教材を開発するプロジェクトに着</p>
<p>【92】 d. 履修モデル等により、学科の垣根を越えた履修を促進する。</p>	<p>【92-1】 （平成17年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>	

<p>【93】 e. 夜間主コースは、学科の区別のない「総合コース」を検討する。</p>	<p>【93-1】 (平成17年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>手した。 5. 短期留学プログラム協力科目として、通常授業と研究指導を提供し、語学実習として留学生を母語の外国語クラスに参加させた。 6. 全外国語科目において、外部試験を外国語の単位認定に利用した。 7. 学生が海外留学や語学研修において修得した単位を、本学外国語の単位として認定するなど、積極的に海外留学や語学研修を奨励した。</p>
<p>【94】 f. 3年次早期卒業制度を併用し、学部と大学院の連携を促進するため、5年制学部大学院一貫コースについて検討する。</p>	<p>【94-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>○ アントレ専攻においては、社会人学生が中心であることから、入学後に通学が困難な状況になった学生への対応策を検討した結果、基本科目5科目について、EZプレゼンターを用いた授業録画を行い、e-Learningを通じたWeb配信を試行した。また、遠隔教育実験については、今後も継続して行うこととした。</p>
<p>【95】 g. 高度な実践性・国際性を備えた教育の導入を促進する。 ・インターンシップを履修する学生の拡大、企業開拓の促進等、制度の拡充発展を図る。</p>	<p>【95-1】 2年次対象の課題実践型インターンシップを導入する。</p>	<p>○ 現代商学専攻において、平成20年度入学生からGPA制度を導入し、学生にGPA値を通知するとともに、研究指導教員に対し、GPA値を参考にして教育・修学上の指導を行うよう通知した。また、GPA値を成績優秀者の表彰基準に活用した。</p>
<p>【96】 ・エバーグリーン講座等の実社会と密接に関連した科目を積極的に導入する。</p>	<p>【96-1】 ①本学同窓会との連携のもとに、平成20年度「エバーグリーン講座（総合科目Ⅲ）」のテーマ、講師等について検討し、講義を実施する。 ②平成19年度に行った「エバーグリーン講座」の実施状況を調査し、問題点があれば検討して充実を図る。</p>	<p>【昨年度「改善を要する点」と評価を受けた計画の進捗状況について】 ・「研究型大学院において、教育上、有益と認められる場合には、専門職大学院との単位互換を認める」としているが、単位互換が措置されていなかった点について【117】 ○ アントレ専攻との単位互換を実施するために、大学院履修細則の改正及び「小樽商科大学大学院の専攻間における授業科目の履修に関する要項」、「専攻間における授業科目の履修に関する手続き」を制定（平成21年2月12日施行）し、改善を図った。</p>
<p>【97】 ・実践的な語学教育を充実させるとともに、留学生も参加する授業の拡充に努め、学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。</p>	<p>【97-1】 ①英語の授業を基礎クラス、発展クラス、ネイティブクラスに分け、コミュニケーション中心のクラスを設けて行う。 ②外国語の授業にe-Learning、TOEIC等の検定試験を積極的に活用する。 ③留学生が参加する授業について検討する。 ④学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。</p>	
<p>【98】 h. 教育理念に応じた効果的な教育課程を編成するために、必要な範囲で見直しを行う。</p>	<p>【98-1】 (平成17年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	
<p>【99】 ウ. 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 a. きめ細かな少人数制指導の徹底 ・講義科目において大人数講義の削減に努め、演習科目では対話型形式の授業を徹底し、個々の学習到達度に応じた授業運営を工夫する。</p>	<p>【99-1】 これまでの授業時間割を検証し、多角的観点から大人数クラス削減のための適正な科目数配置について検討を行う。</p>	
<p>【100】 ・基礎ゼミナールの充実を図り、学生自らの主体的活動を通じた</p>	<p>【100-1】 (平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	

<p>課題探求能力の育成を目指すとともに、研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織を構築する。</p>	
<p>【101】 ・研究指導（ゼミナール）に対し、本学教育の中核としての位置づけを一層強めるとともに、研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織を構築する。</p>	<p>【101-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>
<p>【102】 ・教員による明確なオフィスアワーの設定や履修指導教員制の整備により、学生に対する履修指導を効果的に推進する。</p>	<p>【102-1】 ①履修指導教員からの意見を基に現状を検討し、履修指導対象者及び履修指導の方法等について、必要に応じて見直す。 ②平成18年度入学者から導入したGPA制度について、導入結果の分析を行い、その結果を蓄積する。</p>
<p>【103】 ・学生の段階的かつ多様な履修と学業のきめ細かな支援を可能とするセメスター制の実施について検討する。</p>	<p>【103-1】 半期開講の検討を引き続き行い、セメスター制の段階的導入について検討する。</p>
<p>【104】 b. 教育に関する情報公開とそのフィードバックの推進 ・シラバスに記載する項目の検討及び内容の精査を行い、学生に対する詳しい授業内容の事前周知に努める。</p>	<p>【104-1】 ①平成19年度シラバスに記載された「成績評価の基準」についてこの内容を集約して良い記載例を検討、提示し、シラバスに記載する。 ②学生が意見・苦情を申し立てる機会を提供し、必要な情報を提供する。</p>
<p>【105】 ・インターネットを用いたシラバスの公開など、シラバスの電子情報化を拡充する。</p>	<p>【105-1】 （平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>
<p>【106】 ・学生の「授業改善のためのアンケート」や授業担当教員からの要望等を活用し、授業改善に生かす取り組みを進める。</p>	<p>【106-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>
<p>【107】 c. 多様なメディアによる授業科目の提供 ・基本的なAV教育機器を各教室に設置し、多様なメディアを利用した授業学独自の言語センター、情報処理センターを存分に活用することにより、より高度なAV・コンピュータによる授業支援の拡充を図る。</p>	<p>【107-1】 ①授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。 ----- 【107-2】 ②言語センターの情報提供・広報活動を段階的に行う。 ----- 【107-3】 ③マルチメディアLLを中心とした言語センターの施設を活用した授業支援の</p>

	<p>拡充を図る。</p> <p>-----</p> <p>【107-4】 ④実習室環境におけるオーディオ機器（ヘッドホン）の整備を行う。</p>
<p>【108】 d. 単位制を実質化するための組織的な取り組み 単位制・履修登録上制限（キヤップ制）の意義を教員・学生に周知し、教室外での学習を実質化する講義法を開発する。</p>	<p>【108-1】 利用者（教員・学生など）の活用記録と要望の収集を行い、授業時間外学習の支援体制の充実を図る。また、学内外における授業時間外学習の取り組みを紹介し、実践を促す。</p>
<p>【109】 エ. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 a. 成績評価基準の過度のばらつきを是正するため、成績評価基準を明示し厳格に運用するとともに、基準を用いて算定された成績評価の情報開示を進める。</p>	<p>【109-1】 平成19年度シラバスに記載された「成績評価の基準」についてこの内容を集約して良い記載例を検討、提示し、シラバスに記載する。</p>
<p>【110】 b. より客観的で厳密な評価を与えるため、現4段階である成績評価の細分化を進め、GPA制度の導入を図る。</p>	<p>【110-1】 （平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>
<p>【111】 ② 大学院課程 ア. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 a. アドミッション・ポリシーに応じた人材を選抜するための入学者選抜方法について、意欲、目的、学力を重視するなど類型化して実施する。</p>	<p>【111-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 ①アドミッションポリシーに応じた優秀な受験生の確保を目指す方策について、引き続き検討する。 ②前期、後期の入試時期及び合格判定について、より合理的な方策を検討する。</p> <p>-----</p> <p>【111-2】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 学力及び意欲を重視した選抜方法について、引き続き検討する。</p>
<p>【112】 b. 学力試験においては、TOEFLや経済学検定試験等の客観的な外部試験を活用する。また、留学生向けに英語による出題解答、書類提出を併用する。</p>	<p>【112-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 ①TOEFL, TOEICの導入効果の分析結果に基づき、今後の選抜制度の在り方について検討する。 ②日本語能力試験等の資格条件化の効果につき、その評価に取り組む。</p>
<p>【113】 c. 入試広報「大学院案内」の充</p>	<p>【113-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシ</p>

<p>実、対象別の大学院説明会の開催、主々の広報媒体の活用を通じて、アドミッション・ポリシーの周知を図る。</p>	<p>【113-2】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 受験者確保のため、これまでの大学院説明会の実施方法、実施時期等を点検し、より多くの参加者が得られるための方法を検討する</p>
<p>【114】 d. 企業との連携を密にして、志願者の確保に努める。</p>	<p>【114-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 企業、地方公共団体、NPO等を対象に個別訪問等の方法により入試制度の説明を実施し、組織推薦に対する理解を深め更に推薦組織の幅を広げる。</p>
<p>【115】 イ. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 a. 高度専門職業人教育の徹底を図るため、従来の「課題解決型総合指導制」を発展させ、またビジネス創造センターに蓄積されたノウハウを活かした実践的カリキュラムを編成し、MBAを授与できる教育課程を構築する。 b. 研究型大学院においては、研究重視のカリキュラムを維持しながら、地域文化振興を担い、人材を育成するなど、地域のニーズに即した生涯教育にも対応するカリキュラムを編成する。 c. 上記を実践するために平成16年度を目途に専門職大学院の設置と併せて大学院の改組拡充・整備を図る。</p>	<p>【115-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【116】 ウ. 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 a. 高度専門職業人教育（専門職大学院） 社会人の履修に配慮したモジュール型授業形態を採用し、eラーニングにより補足する。ビジネス・プランやインターンシップ等の実践科目を相当数配置するとともに、通常のクラス</p>	<p>【116-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 入学後に通学が困難な状況になった学生への履修方法について更なる検討を行う。</p>

<p>においても、ケース・メソッドやケース・スタディなど実践的な教育方法を取り入れる。</p>	
<p>【117】 b. 研究型大学院 専門4学科を基礎とする研究 中心の教育方法に加え、言語 センター及び一般教育系を 含めた、国際化や文化振興に 資する人材育成のコースを 設置し、地域の多様なニーズ に教育上、有益と認められ る場合には、専門職大学院 との単位互換を認める。</p>	<p>【117-1】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士 前期課程）】 ①平成19年度に引き続き、修士論文指導 等における計画的・組織的な研究指導 を実施する。 ②専門職大学院との単位互換に係る検討 結果に基づき、教育効果が認められる 場合には単位互換制度を整備する。</p>
<p>【118】 エ. 適切な成績評価等の実施に関する 具体的方策 a. シラバスを充実させ、FDによ る教育方法、内容の標準化を進 め、評価の公平性、透明性を高 めるとともに、現行の4段階評 価を改め、GPA制度の導入を 図る。</p>	<p>【118-1】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士 課程）】 平成20年度入学生からGPA制度を 実施し、学生への成績通知票にGPAを 記載する。研究指導教員は、GPAを参 考にして学生の知的成長に合わせた 指導を行う。また、各種制度にお いてGPAを活用する。</p>
<p>【119】 b. 研究成果又は研究論文優秀者 に対する表彰又は奨学金給付制 度の具体化を図る。</p>	<p>【119-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20 年度は年度計画なし。）</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ③ 教育の実施体制等に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>①教職員の配置に関する基本方針 ア. 効果的な教育課程の実施に必要な範囲で、教職員組織及び教育支援体制を検討し、整備する。 イ. 必要に応じて大学院学生、研究生等を教育支援者として雇用し、教育サービスの向上及び将来教育者となる人材の育成に努める。</p> <p>②教育環境の整備に関する基本方針 ア. 教育設備の活用・整備 本学の特色ある教育の実現とさらなる発展のため、必要な教育設備について重点的・計画的に整備するとともに、その効果的・効率的な利用を図る。 イ. 教育に必要な図書館の活用・整備 広い領域にまたがる学生の学習に対する援助を確保し不足図書の充実を進め、貴重図書の保存と閲覧の両立を図る。 ウ. 情報処理センターの活用・整備 a. 現在の学内情報ネットワークを維持する。 b. 今後の需要が見込まれる音声や画像情報等の快適な送受信に対応できるネットワークの大容量高速化を推進する。 c. 安定的な情報の収集・発信を保証し、障害時においても迅速な対応ができ、得られた情報を有機的に活用できる環境の整備を目指す。</p> <p>③教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針 ア. 学生に対するアンケート調査を行い、教育の質の把握に努め、教育活動にフィードバックするために調査結果を分析する。 イ. 教育に関する自己点検評価を行い、学生に対するアンケート調査とともに、評価結果を教育の質の改善につなげる。 ウ. 21世紀における実学の探求を基礎にした教育の改善策としてFDを展開する。</p>
-------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【120】 (3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ① 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ア. 教員の最適配置を促進するための制度(客員教授制度,任期制等),教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度,教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために専門委員会を設け,平成17年度末までに検討を終える。また,教育能力の適正な評価の基準及び評価方法についても実施可能なシステムを検討する。</p>	<p>【120-1】 教育活動を含めた教員評価システムに基づき試行を検討する。</p>	<p>「II-(1)-③ 教育の実施体制等に関する目標」については、中期計画22項目に対して、平成20年度の年度計画は30項目であり、すべての年度計画について順調な進捗状況となっている。 なお、主な取組及び進捗状況は次のとおりである。</p> <p>○ 教員業績評価ワーキンググループにおいて、「教員業績評価」の仕組みに関し学内意見を聴取し、当該意見に対する見解を作成して全学に配付した。また、教員業績の評価の仕組みとして、「教員業績評価実施規程」を制定し、データベースのデータ項目を追加して、当該評価を試行することとした。</p> <p>○ 遠隔教育を実現するe-Learningシステムに、ログイン記録を収集・カウントする機能を付与した。これにより利用者と利用頻度を特定することが可能となり、今後の情報機器活用の指針が得られた。また、個別の学生や教員に対して、効果や改善点に関する聞き取り調査を実施した結果、教員からは、学生の自学自習が促進され、より体系的な教育活動が可能になったとの報告が寄せられ、学生からは、自学自習が容易になり、予習と復習の機会が増えたとの評価を得た。</p>
<p>【121】 イ. 教育支援者の具体的配置方策 a. 教員が教育活動を行う上で必要となる支援業務を研究・調査する委員会を設け,必要に応じ,事務職員の配置又は教育支援者の雇用を行い,教育環境を整備</p>	<p>【121-1】 (平成18年度に実施済みのため,平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>○ 教育に必要な図書館の活用・整備に関する具体的方策として、次の取組を行った。</p> <p>1. 小樽商科大学学術成果コレクション「Barrel」のコンテンツの充実を図り、本学研究報告の遡及登録、教員への登録協力依頼を進め、1,980件を登録・公開した。</p> <p>2. 全マイクロ資料5,800点を含む9,000冊の遡及入力と劣化破損資料400点の補修を行った。</p>

<p>する。</p>		<p>3. 貴重資料の保存と公開を目的とした本文電子化事業について、中期計画で指定の古典貴重書142冊(60, 735頁)の電子化・公開が完了した。</p>
<p>【122】 b. 高度専門職業人教育での実践的教育を効果的に行うため、札幌サテライトに教務及び研究支援のための人員を複数人配置する。また産学官との、より柔軟な人的ネットワークを形成できるよう、客員教員、研究員などを幅広く機動的に配置できるようにする。</p>	<p>【122-1】 (平成17年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>○ 図書館において、利用者の利便性向上のため次の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 図書館の休日開館(授業休業期間を含む)を平成20年4月から本実施した。休日開館については、学外利用者にも定着してきており、土曜・日曜の学外利用者は、昨年度の562名から666名に増加した。また、土曜・日曜の利用者に占める学外利用者の割合も、昨年度の13%から17%に伸びている。 2. 学外者(一般利用者)について、貸出期間の延長(10日→16日)を平成20年4月から本実施するとともに、学外特別利用者の貸出制限冊数を拡大(10冊→20冊)した。 3. 図書館職員が日々において学生の自学・研究のサポートを行っているほか、次年度以降のカリキュラムを含めた仕組み構築に向け、学内的な検討を行い、新たに基礎ゼミ講習会を開催することとした。 4. 館内ライブラリーツアー(22回: 237名参加)及び情報検索講習会(23回: 125名参加)を行い、昨年度より参加者が増加した。 5. 利用案内パンフレットについて、日本語・英語併記版、中国語版、朝鮮語版を改訂発行した。 6. 図書館ホームページについて、英語版を全面改定(1面完結形から詳細画面化)し、中国語・朝鮮語利用案内(パンフレット版)を掲載した。 7. 市立小樽図書館との連携協力を継続しており、連携貸出サービスの利用は平成21年3月末現在38件78冊と、順調に伸びている。 8. 学外利用者に対して、小樽駅前サテライトである「ゆめぼーと」での貸出・返却を行い、平成21年3月末現在で9件14冊の利用があった。 9. 図書館自習室を拡大改修して、アメニティコーナーを設置した。
<p>【123】 c. 一般院生を可能な限り広く学部TAに採用する。</p>	<p>【123-1】 (平成17年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	
<p>【124】 ② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ア. 講義用機器マニュアルの拡充及びそれに対する予算措置を行い、多彩なメディアによる授業活性化を支援する。</p>	<p>【124-1】 ①講義用機器マニュアルを拡充・整備する。 ②授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。 ③e-Learningの学部授業に対応したカスタマイズを施し、対面授業との効果的な組み合わせについて研究する。</p>	
<p>【125】 イ. 情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を進めるための方策について検討する。</p>	<p>【125-1】 教育開発センター研究部門において、情報ネットワーク機器等の利用記録の収集、ならびに利用者(教員・学生など)から利用上の要望を募る。現行のシステムの利用状況と問題点を明確にし、システムの改善を試みる。</p>	<p>○ 障害者・高齢者等の利用に配慮した改善策を検討した結果、玄関階段及び通路に高齢者用すりを平成21年度予算で設置することを決定した。また、防犯監視システムの導入については、設備や場所及び緊急性等も含め、全学的な見地から検討する必要がある、協議を継続することとした。</p> <p>○ アントレ専攻において、「授業評価アンケート」を実施し、データを分析して問題点を把握し、効果的な教育活動について検討を行うとともにFD研修会を開催し、意見交換を行った。また、学士課程においては、個別のFD事例を交換することを通して、学内におけるFD活動の実態や、効果的な授業の在り方に関する意見交換を行った。</p>
<p>【126】 ウ. 本学教育の中核をなす研究指導(ゼミナール)の内容充実を図るために、ゼミ室における設備の点検を行い、拡充を図る。</p>	<p>【126-1】 ゼミ室における物品の調査・点検を実施し、老朽化物品の更新・整備を必要に応じて段階的に整備を行う。</p>	<p>○ 教育活動に関する自己点検評価結果を、教育の質の改善のためにフィードバックするシステムが制度化されているが、その事例として、平成20年度はアントレ専攻において、自己点検・評価書及び外部評価委員会の指摘に基づき、授業科目「ケーススタディ」の教材に北海道内企業のケースを整備することについて、20社以上のケースを加えた。また、本専攻教員が企業等に出向く「組織推薦入試」において、企業が推薦する者に対し、その場で面接を主体とする試験を実施して随時可否を決定する方法を導入した。</p>
<p>【127】 エ. 教育に必要な図書館の活用・整備に関する具体的方策 a. 期間中に蔵書目録全てにつき、検索のための電子化を完了するとともに、貴重図書について、1年度1万ページを目処として電子化を行い、同時にインターネット配信を行う。</p>	<p>【127-1】 ①小樽商科大学学術成果コレクション「Barrel」のコンテンツの充実を継続して行う。 ②未入力図書8,000冊の目録所在情報の電子化遡及入力を行う。 ③西洋古典の経済学書を中心に貴重資料約46,000頁の電子化を図り、インターネット上に公開する。</p>	

<p>【128】 b. 学生用図書予算を確保し、学生用図書の充実を図るとともに、各種予算により、参考図書の充実を図る。</p>	<p>【128-1】 学生用図書、参考図書の充実を図るため、予算確保のあり方を引き続き検討する。</p>	<p>【過去に実施済みのため年度計画にはないが、特に取り組んだ事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アントレ専攻の外部評価結果について、本学のホームページで公表した。 ○ 商学部及び現代商学専攻の外部評価委員会を設置し、外部評価を実施した。 ○ 産学連携活動を推進するため、文部科学省「産学連携戦略展開事業」に応募して、平成20年8月から札幌医科大学との共同で、文部科学省産学連携コーディネーター(地域の知の拠点再生担当)の配置が認められ、客員研究員として受け入れた。
<p>【129】 c. 日曜祝日・休業期間における開館時間延長の試行を行う。</p>	<p>【129-1】 地域住民を含めた図書館利用者のために、休日開館を本実施する。</p>	
<p>【130】 d. 新入生を主たる対象として、図書館利用に関する講習を行うとともに、全学生を対象に、図書館の概要に関する広報を行う。</p>	<p>【130-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①図書館職員が学生の自学・研究を個別にサポートする仕組みを検討する。 ②新入生を対象とした図書館利用案内・ライブラリーツアー及び全学生を対象とした情報検索講習会を継続して実施する。 ③図書館概要、利用案内及び図書館ホームページを更新し、多言語対応版作成について継続して検討する。 	
<p>【131】 e. 障害者・高齢者等の利用に配慮した施設改善を進める。</p>	<p>【131-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①図書館利用のセキュリティ確保のため、防犯監視システムの導入について検討する。 ②図書館施設について、障害者・高齢者等の利用に配慮した改善策を継続して検討する。 	
<p>【132】 f. これまで進めてきた地域への開放政策を一層促進する。</p>	<p>【132-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学外利用者の利便性向上のため、貸出期間の拡大を本実施する。 ②市立小樽図書館との連携協力を継続して実施する。 	
<p>【133】 オ. 情報処理センターの活用・整備に関する具体的方策 a. 情報処理センター内のみならず、既存の講義室からもネットワークにアクセスが可能となるよう情報コンセント等の整備を行う。</p>	<p>【133-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	

<p>【134】 b. Webを利用しての情報収集やメール等での情報交換が円滑に行えるよう、利用状況を見ながら、対外回線速度の高速化を図る。</p>	<p>【134-1】 (平成17年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【135】 c. e-ラーニングを利用する多様な学習形態の実現に向けてハード及びコンテンツ作成のための環境整備を行う。</p>	<p>【135-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 ①平成19年度で実施した試行結果を分析し、必要な措置を講じた後にe-Learningシステムでの授業風景の配信を開始する。 ②外部利用者を想定した認証機能を検討する。</p> <p>-----</p> <p>【135-2】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 大学院（現代商学専攻、博士前期・後期課程）において、通常の開講科目に加えて、ゼミでのe-Learning活用方法について検討を行う。教員や学生の要望を収集し、適宜、システムの開発を行う。</p>
<p>【136】 d. 情報セキュリティ・ポリシーに基づいた、安全かつ利便性の高いネットワーク環境を実現するための監視・保守体制の強化を行う。</p>	<p>【136-1】 「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル集」を踏まえ、各種ガイドライン、手順書を作成する。</p>
<p>【137】 ③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策ア.「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し、調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。</p>	<p>【137-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 ①アンケート調査を実施し、データを蓄積する。 ②データを分析して問題点を把握し、効果的な教育活動について検討する。</p>
<p>【138】 イ. 教育活動に関する自己点検評価を行い、評価結果を教育の質の改善のためにフィードバックするシステムを検討する。</p>	<p>【138-1】 平成19年度に実施した大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻の自己点検・評価報告書について、平成18年度に制度化したフィードバックシステムに従って、当該専攻に対する改善点の指摘事項があればそれを検討する。</p>

	<p>----- 【138-2】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 学生による「授業評価法」、教員自身による「自己評価法」に基づく評価を実施し、教育評価を行い、改善に努める。</p>
<p>【139】 ウ．教育の質と成果に関する外部評価を実施する。</p>	<p>【139-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>
<p>【140】 ④ 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 ア．「授業改善のためのアンケート」調査結果を分析して効果的な教授法を研究する。</p>	<p>【140-1】 ①平成19年度に検討した新しい授業評価アンケートで授業評価を実施し，データの蓄積を図る。 ②新しく得られたデータを分析して効果的な教授法を研究する。</p>
<p>【141】 イ．FD研修・講習会やFD講演会などのFD活動を通じて，教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。</p>	<p>【141-1】 【学士課程】 平成20年度のFD活動方針を策定し，FD研究，FD研修，FD講演会等を実施する。</p> <p>----- 【141-2】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 教育評価結果に基づいて，各 Semester 一終了後にFD研修を実施する。</p>

II 教育研究等の質の向上
 (1) 教育に関する目標
 ④ 学生への支援に関する目標

中期目標
 ① 学生の学習支援に関する基本方針
 学習に関する環境や相談体制を整え、学習支援を効果的に行う。
 ② 学生の生活支援に関する基本方針
 学生生活に関する環境や相談体制を整え、学生生活支援を効果的に行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【142】 (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ① 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 ア. 大学入学当初に少人数制のオリエンテーションを行い、具体的な履修モデルを策定し、学生への周知徹底を図る。</p>	<p>【142-1】 新入生オリエンテーションの他、平成19年度まで実施していた入学後一定時期を経てからの少人数制のオリエンテーションの名称及び内容を変更・充実し、各学科等への理解を深め、学科選択の参考となるよう各学科オリエンテーションを12月に実施する。</p>	<p>「II-(1)-④ 学生への支援に関する目標」については、中期計画16項目に対して、平成20年度の年度計画は13項目であり、すべての年度計画について順調な進捗状況となっている。 なお、主な取組及び進捗状況は次のとおりである。</p> <p>○ 「履修指導員」制度の効果的な運用を図り、過去の履修指導の結果について学務課において収集・保管して情報を蓄積し、各教員が閲覧できるよう整備し、教員間の連携が可能となるよう改善した。 また、学生の利便性向上のため、平成20年度に担当する履修指導教員の氏名、研究室番号、電話番号に加えてオフィスアワーをホームページに掲載するとともに、過去に蓄積された質問・回答を精査し、ホームページのQ&Aに追加した。</p> <p>○ 学生の心身の健康を保持する方策として、定期健康診断の受診の徹底を図った。新入生に対しては、新入生オリエンテーションの際に、説明と受診勧奨を行うとともに、受診日を土曜日を設定して実施した結果、学部昼間コースの新入生受診率は昨年同様99%台と高い数値を確保した。また、在学生を対象に2日間実施した健康診断についても、受診率が向上した。</p>
<p>【143】 イ. 履修指導教員（1，2年次生担当）及びゼミ指導教員（3，4年次生担当）が修学指導担当員と密接に連携し、履修方法等も含め、学生との面談を日常的に行うなど修学指導体制の充実を図る。</p>	<p>【143-1】 履修指導教員からの意見を基に現状を検討し、履修指導対象者、履修指導の方法、「履修指導マニュアル」等について、必要に応じて見直すとともに、ゼミ指導教員、修学指導担当員との連携をとるため、情報の共有化を検討し、整備する</p>	<p>○ キャリア教育の充実を図り、次の取組を行った。</p> <p>1. 経済産業省の「平成20年度体系的な社会人基礎力育成・評価システム構築事業」に採択され、「社会人基礎力グランプリ」決勝大会に進出して「特別奨励賞」を受賞した。</p> <p>2. キャリア教育のための教材「大学ノムコウ」（日本経済評論社）を出版した。</p> <p>3. 「キャリア・デザイン10年支援プログラム」に基づき、入学段階から認識を深めるため、キャリア教育のパンフレットを作成し、新入生オリエンテーションにおいて配付して周知を図った。</p> <p>4. 就職課をキャリア支援課に改組するとともに、就職支援室をキャリア支援センターに改称した。</p> <p>5. 本学同窓会と連携して実施している、本学独自の就職支援セミナーである「緑丘東京企業等セミナー」の充実を図った結果、学生参加者が昨年度の83名から123名と大幅に増加した。また、学内緑丘企業等セミナーについても、企業参加枠を増やし、参加企業数及び参加学生数を増加させた。</p>
<p>【144】 ウ. 平成16年度に履修指導を主としたホームページを立ち上げ、各学科の履修モデルや履修指導教員のオフィスアワー等を掲載して、利用しやすい履修相談システムを確立する。</p>	<p>【144-1】 ① 履修指導関係のホームページを必要に応じて拡充・整備する。 ② 学生の質問に対する回答をデータとして蓄積し、ホームページのQ&Aを充実する。</p>	<p>○ キャリア教育の充実を図り、次の取組を行った。</p> <p>1. 経済産業省の「平成20年度体系的な社会人基礎力育成・評価システム構築事業」に採択され、「社会人基礎力グランプリ」決勝大会に進出して「特別奨励賞」を受賞した。</p> <p>2. キャリア教育のための教材「大学ノムコウ」（日本経済評論社）を出版した。</p> <p>3. 「キャリア・デザイン10年支援プログラム」に基づき、入学段階から認識を深めるため、キャリア教育のパンフレットを作成し、新入生オリエンテーションにおいて配付して周知を図った。</p> <p>4. 就職課をキャリア支援課に改組するとともに、就職支援室をキャリア支援センターに改称した。</p> <p>5. 本学同窓会と連携して実施している、本学独自の就職支援セミナーである「緑丘東京企業等セミナー」の充実を図った結果、学生参加者が昨年度の83名から123名と大幅に増加した。また、学内緑丘企業等セミナーについても、企業参加枠を増やし、参加企業数及び参加学生数を増加させた。</p>
<p>【145】 ② 生活相談・就職支援等に関する具体的方策 ア. 多様な学生に対応できる相談体制をより一層充実させるとともに、学生が相談しやすい環境を整える。</p>	<p>【145-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>	<p>○ キャリア教育の充実を図り、次の取組を行った。</p> <p>1. 経済産業省の「平成20年度体系的な社会人基礎力育成・評価システム構築事業」に採択され、「社会人基礎力グランプリ」決勝大会に進出して「特別奨励賞」を受賞した。</p> <p>2. キャリア教育のための教材「大学ノムコウ」（日本経済評論社）を出版した。</p> <p>3. 「キャリア・デザイン10年支援プログラム」に基づき、入学段階から認識を深めるため、キャリア教育のパンフレットを作成し、新入生オリエンテーションにおいて配付して周知を図った。</p> <p>4. 就職課をキャリア支援課に改組するとともに、就職支援室をキャリア支援センターに改称した。</p> <p>5. 本学同窓会と連携して実施している、本学独自の就職支援セミナーである「緑丘東京企業等セミナー」の充実を図った結果、学生参加者が昨年度の83名から123名と大幅に増加した。また、学内緑丘企業等セミナーについても、企業参加枠を増やし、参加企業数及び参加学生数を増加させた。</p>
<p>【146】 イ. 学生からのアンケートや学生生活実態調査等を実施し、学生生活支援の改善に向けての施策を講ず</p>	<p>【146-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>	<p>○ キャリア教育の充実を図り、次の取組を行った。</p> <p>1. 経済産業省の「平成20年度体系的な社会人基礎力育成・評価システム構築事業」に採択され、「社会人基礎力グランプリ」決勝大会に進出して「特別奨励賞」を受賞した。</p> <p>2. キャリア教育のための教材「大学ノムコウ」（日本経済評論社）を出版した。</p> <p>3. 「キャリア・デザイン10年支援プログラム」に基づき、入学段階から認識を深めるため、キャリア教育のパンフレットを作成し、新入生オリエンテーションにおいて配付して周知を図った。</p> <p>4. 就職課をキャリア支援課に改組するとともに、就職支援室をキャリア支援センターに改称した。</p> <p>5. 本学同窓会と連携して実施している、本学独自の就職支援セミナーである「緑丘東京企業等セミナー」の充実を図った結果、学生参加者が昨年度の83名から123名と大幅に増加した。また、学内緑丘企業等セミナーについても、企業参加枠を増やし、参加企業数及び参加学生数を増加させた。</p>

<p>る。</p>		<p>【過去に実施済み等により年度計画にはないが、特に取り組んだ事業等】</p>
<p>【147】 ウ. 学生生活支援のための各主セミナーや講演会を実施する。</p>	<p>【147-1】 (平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>○ 昨今の経済状況、就職事情にいち早く対応し、就職内定取消等を理由に大学に継続在籍する学生に対して、授業料を減免する制度を新規に導入した。また、昼間コース・夜間主コース間の転コースについては、従前は認めていなかったが、昼間コースから授業料が半額である夜間主コースへの転コース制度を導入し、経済的に困窮している学生への支援策を講じた。</p>
<p>【148】 エ. 学生の心身の健康を保持するため、保健管理センター業務（診療・健康診断・健康精神相談・健康診断証明・健康セミナーなど）の充実を図る。</p>	<p>【148-1】 ①定期健康診断について昨年の改善点を引き継ぎ、更にスムーズな方法を検討し、実施する。 ② 定期健康診断結果の個人通知の方法を検討し、実施する。 ③健康・病歴調査を継続し、健康管理に役立てる。 ④個別指導及びミニ健康ゼミナールについて、内容・方法等について分析し、効果的なプログラムを検討する。 ⑤ホームページを有効活用する。 ⑥他機関や他大学との保健活動上の交流を推進する。</p>	<p>○ 学生生活実態調査の自由意見で要望のあった事項について、改善できるものから改善を行った。(例：小樽商大線バスの朝の通学時間帯に直行便を1便増便、講義棟トイレの改修など。)</p> <p>○ 昨年度に引き続き、毎月1回「教育担当副学長と学生代表との懇談会」を開催し、その都度可能な支援策を講じた。</p> <p>○ 学内講演会として、「商大生のための交通安全・交通マナー教室」、「救急救命教室」を開催した。また、「あなたを狙う悪質商法撃退教室」の講演、「学生生活安全マニュアル」の説明を、新入生対象のオリエンテーションで行った。</p>
<p>【149】 オ. 学生の自主的活動の支援体制の確立と積極的な方策を講じ、課外活動の活発化を促す。</p>	<p>【149-1】 (平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	
<p>【150】 カ. 職業観の育成やキャリア教育の充実を図る。</p>	<p>【150-1】 「キャリア・デザイン10年支援プログラム」を充実・発展させる。</p>	
<p>【151】 キ. 同窓会と協力し、就職関連情報の収集を強化するとともに、就職に係る相談体制の整備等就職支援の充実を図る。</p>	<p>【151-1】 同窓会との連携を強めるとともに就職支援組織の再構築を図る。</p>	
<p>【152】 ③ 経済的支援に関する具体的方策 ア. 現行の経済的支援制度について調査研究を行い、当該制度の迅速かつ的確な情報提供を図るとともに、民間、自治体に働きかけ、支援制度の拡大を促進する。</p>	<p>【152-1】 (平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	
<p>【153】 イ. 外部資金の積極的導入に努めるとともに、本学独自の奨学金制度を検討し、優秀な学生の確保に努</p>	<p>【153-1】 (平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	

<p>める。</p>	
<p>【154】 ④ 社会人・留学生等に対する配慮 ア. 図書館，大学会館の開館時間の延長，自習室・ゼミ室の確保等社会人が働きながら学べる環境の整備・充実に努める。</p>	<p>【154-1】 地域住民を含めた図書館利用者のために，休日開館を本実施する。</p>
<p>【155】 イ. 留学生のために，国際交流ラウンジの充実・利用の拡大等の学習環境の整備，日本人学生との交流機会の場の確保，健康・安全面の各種制度についての周知徹底及び個々の留学生に対するきめ細かなサービス提供等の充実に努める。</p>	<p>【155-1】 (平成18年度に実施済みのため，平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【156】 ウ. 託児所設置を含む，子供を持つ学生が学びやすい環境について検討する。</p>	<p>【156-1】 (平成18年度に実施済みのため，平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【157】 ⑤ 「学生何でも相談室」の充実 学生への周知徹底，人員の適正な配置等を通じて，学生の学習生活支援等に関する相談窓口としての「学生何でも相談室」の機能の充実に努める。</p>	<p>【157-1】 (平成19年度に実施済みのため，平成20年度は年度計画なし。)</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果に関する目標

中期目標	① 目指すべき研究の水準に関する基本方針 基礎及び応用に関わる研究を総合的・学際的に行い、産業の興隆と学術文化の発展に貢献する。 ② 成果の社会への還元に関する基本方針 社会が提起する課題に対して具体的で実践的な処方箋を提供するという方針のもとに、研究成果を地域社会の活性化のために還元する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【158】 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ① 目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域 本学の研究は以下の3つの方向を目指す。 ア. 商科系単科大学の特徴を生かした総合的及び学際的研究を進める。 イ. 社会が提起する諸課題に対し、具体的で実践的な解決策を提供する実学の精神に基づく研究を進める。 ウ. 以上の研究の基礎となる理論的及び基礎的研究を、人文・社会・自然・言語の諸分野において、国際的な視野のもとに進める。	【158-1】 (平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)	「II-(2)-① 研究水準及び研究の成果に関する目標」については、中期計画5項目に対して、平成20年度の年度計画は6項目であり、すべての年度計画について順調な進捗状況となっている。 なお、主な取組及び進捗状況は次のとおりである。 ○ ビジネス創造センター(CBC)を中心に、ビジネス相談、共同研究及び受託研究を実施した(ビジネス相談4件、共同研究9件3,650千円、受託研究9件17,461千円)。 ○ 小樽商科大学地域連携協議会において、小樽市から提案がなされた連携事業「東アジア・マーケットリサーチ事業」を採択し、連携協議会の委員であるビジネス創造センター長を中心に、小樽市と連携してマーケットリサーチ事業を実施した。また、事業の一環として、ビジネス創造センター長が、平成20年9月に香港において商談会、11月に市場調査を行い、小樽経済界の幹部と香港側要人との交流の促進に貢献した。 ○ 大学の資源を地域社会に開放し、地域社会の変革に貢献する方策として、公開講座等を積極的に実施した。 1. 企業や自治体等各種組織のマネージャーを対象とした「MBAサマーセミナー」(受講者数15名)、社会人・大学院学生等を対象とした「OBSフォーラム：避けられないグローバル化とそれを支えるIT」(受講者数84名)を開講した。 2. 本学の名誉教授を講師に迎えた市民向け講座「ゆめぼーとライブ」を開催した。 3. 夜間主コースの授業を「通常授業公開講座」とし、社会人のための再教育・生涯学習の場として社会人に開放した。(29科目：受講者数64名) 4. 語学の公開講座を次のとおり開講した。 「外国人による集中英会話講座(前期)」(受講者数20名)「外国人による集中韓国語会話講座」(受講者数4名)「外国人による集中ロシア語会話講座」(受講者数3名)「外国人による集中中国語会話講座(前期)」(受講者数10名)
【159】 ② 成果の社会への還元に関する具体的方策 ア. ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進し、北海道経済の活性化及び産業の競争力強化に貢献する。	【159-1】 ① ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進する。 ② 小樽商科大学地域連携協議会と協力し、地域経済の活性化等にご貢献する。 ③ 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)との連携について検討を開始する。	○ 専修免許取得を目的とする社会人を受け入れるため、一種免許保持者である高等学校の英語教員をターゲットとして、札幌近郊の高等学校にPR用リーフレットを送付した。また、関連研究会、web媒体を利用して効果的にPRするとともに、昨年度まで大学(小樽)のみで行っていた入試説明会を、社会人が参加しやすいように札幌サテライトで開催した。
【160】 イ. 地域の諸団体や自治体の各プロジェクト、各種審議会・委員会に参画し、北海道経済の活性化に貢献する。	【160-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)	
【161】 ウ. 社会人大学院生の受け入れ、セ	【161-1】 ① 夜間主コースの講義を、社会人のため	

<p>ミナー・ワークショップ・公開講座等の開催により、大学の資源を地域社会に開放し、地域社会の変革に貢献する。</p>	<p>の再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け、公開講座として社会人に開放する。 ②テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。</p> <p>-----</p> <p>【161-2】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）】 専修免許取得を目的とする社会人を受け入れるために、入試広報を積極的に実施する。</p>	<p>【過去に実施済み等により年度計画にはないが、特に取り組んだ事業等】</p> <p>○ 平成20年度の重点領域推進研究として継続研究4件を含む6件について支援を決定した。このうち、継続研究の「グローバリズムと地域経済」は、平成21年度概算要求「特別教育研究経費（研究推進）」への助走研究として位置付けるとともに、学内に「地域研究会」を立ち上げ、学際的、実学的研究を遂行する体制を整備した。</p>
<p>【162】 ③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 定期的な自己点検評価，外部評価により研究活動の検証を行う体制を平成16年度に整備する。</p>	<p>【162-1】 （平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	①研究者等の配置に関する基本方針 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な範囲で、研究者の配置、研究組織のありかた、人事制度のありかたを検討し、見直しを行う。 ②研究環境の整備に関する基本方針 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な範囲で、研究環境の整備を行う。 ③研究の質の向上のためのシステム等に関する基本方針 教員の研究の質を維持し、向上につなげるためのシステムの確立に向けて全学的に取り組む。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【163】 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ① 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な制度（客員研究員制度等）を整備する。	【163-1】 （平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）	「II-(2)-② 研究実施体制等の整備に関する目標」については、中期計画13項目に対して、平成20年度の年度計画は7項目であり、すべての年度計画について順調な進捗状況となっている。 なお、主な取組及び進捗状況は次のとおりである。 ○ 平成19年度に行った教員研究費の傾斜配分の評価項目から、科学研究費補助金及び公募型研究費にかかるポイントを倍増し、平成20年度教員研究費の傾斜配分を行った。また、重点領域推進研究の審査結果に基づき、選定された6件の事業に対し、総額473万円の配分を行った。
【164】 ② 研究資金の配分システムに関する具体的方策 ア. 研究のインセンティブを与えるような研究費の配分システムの方針を策定する。	【164-1】 平成19年度に引き続き教員研究費の傾斜配分及び重点領域推進研究の審査決定に基づき本学が重点的に推進すべき研究課題に対して配分を行う。	○ 文理融合型連携協定大学との交流の結果、以下の実績があった。 1. 室蘭工業大学、札幌医科大学等と北海道医療産業研究会を立ち上げた。 2. 札幌医科大学との「癌ワクチンの開発」に関する協働が順調に進んでいる。 3. 札幌医科大学、東海大学（旧 北海道東海大学）の共催で平成20年8月9日に札幌市で「熱中症フォーラム」を開催した。 4. 室蘭工業大学と共同で地域再生システム論を実施した。 5. 室蘭工業大学、札幌医科大学と共催で平成21年2月21日に合同フォーラムを開催した。 6. 8月に北海道薬科大学と市民向けセミナー「ビズ・サイエンスカフェおたる」を共催した。 7. 滋賀大学・福島大学とのシンポジウム「地域とつながる大学、地域をつなぐ大学」を開催した。
【165】 イ. 平成16年度に外部研究資金の獲得のための体制を確立する。	【165-1】 （平成16年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）	
【166】 ③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 研究用図書の実情、学情ネットワークシステムの整備等を行う。	【166-1】 （平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。）	○ 平成20年3月に小樽市との包括連携協定を調印し、同年4月から小樽市の職員1名を「地域連携推進コーディネーター」の肩書きで受け入れた。
【167】 ④ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 ア. ビジネス創造センター等既存の産学連携機関を活用し、大学発シーズをもとにした起業支援を推進する。	【167-1】 知的財産の関連をどこまで本学単独で整備するのかの議論をする。	○ 外国の大学、研究機関との研究者交流を促進する方策として、次の取組を行った。 1. 平成20年9月18日に、協定大学である韓国忠南大学において、第2回の三大学国際シンポジウム「(訳)中国、日本、韓国の地域経済・社会・ビジネスに対するグローバル化の影響」が開催され、同大学間の研究者同士の交流が活発に行われた。 2. 協定大学である中国東北財経大学から、客員研究員を受け入れた。 3. 教員1名を、フルブライト大学院博士論文研究プログラムにより、平成20年
【168】	【168-1】	

<p>イ. 産学連携の強化を図るため、学内の規制緩和について検討する。</p>	<p>(平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>9月1日より平成21年3月31日まで派遣した。</p>
<p>【169】 ウ. 大学の知的財産権政策の確立を図るため、機関管理に向けた体制整備を行う。</p>	<p>【169-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>4. 教員1名を、フンボルト財団奨学金により、平成19年9月8日から平成20年9月7日まで派遣した。</p> <p>5. オックスフォード大学で行われた「小林多喜二シンポジウム」の後援をし、シンポジウム論文集「多喜二の視点から見た身体・地域・教育」を小樽商科大学出版会から出版した。</p>
<p>【170】 ⑤ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 ア. 平成16年度に本学の研究活動全般に関する自己点検評価体制を確立する。</p>	<p>【170-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>【過去に実施済み等により年度計画にはないが、特に取り組んだ事業等】</p> <p>○ 札幌医科大学を中心とした北海道内国公私立5大学において戦略的の大学連携協定を締結し、本学現代商学専攻が地域医療共通プログラムを支援した。</p>
<p>【171】 イ. 平成16年度に個々の教員の研究活動に関する自己点検評価体制を確立する。</p>	<p>【171-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	
<p>【172】 ⑥ 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 ア. ビジネス創造センターを通じて全国の研究機関との共同研究体制を確立する。</p>	<p>【172-1】 札幌医科大学、北海道東海大学に加え、新規に文理融合型連携協定を締結した室蘭工業大学、北海道薬科大学との共同研究の充実を図る。</p>	
<p>【173】 イ. 共同研究、研究会の開催等を通じた他大学の研究者との交流を促進する。</p>	<p>【173-1】 文理融合型連携協定大学との交流を深化・拡大する。</p>	
<p>【174】 ウ. 客員研究員の充実を図る。</p>	<p>【174-1】 小樽市からの客員研究員受け入れを実現する。</p>	
<p>【175】 エ. 外国の大学、研究機関との研究者交流を促進する。</p>	<p>【175-1】 ①韓国で開催する第2回国際シンポジウムへ5名程度派遣し、研究者の交流を図る。 ②日本学術振興会等が実施している研究者の招聘及び派遣に関する事業等への参加を促進する。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	①教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針 時代の要請や社会のニーズに応えるため、以下の諸活動を基本方針とする。 ア. 北海道経済の活性化、事業・産業の競争力強化に貢献すること。 イ. 地域における優位性ある技術や事業シーズの起業化及び新規事業の創出・育成を支援すること。 ウ. 大学の資源を、時代や地域のニーズに応じて開放し、地域社会の多様な要請に応えるとともに変革への諸活動に貢献すること。 ②国際交流・協力等に関する基本方針 ア. 国際交流における本学の特色を生かした大学間交流協定の締結を促進する。 イ. 外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換を図る。 ウ. 教育研究上の交流を通じた国際貢献を追求する。 エ. 大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図る。 オ. サポートセンターや国際援助機関（連携機関）との関係を強化する。 カ. 大学における分野別の国際開発協力戦略を構築する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【176】 3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 ① 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 ア. ビジネス領域に限らず、幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。	【176-1】 小樽商科大学地域連携協議会での事業を強化する方策を検討する。	「II-(3) 社会との連携、国際交流等に関する目標」については、中期計画27項目に対して、平成20年度の年度計画は20項目であり、すべての年度計画について順調な進捗状況となっている。 なお、主な取組及び進捗状況は次のとおりである。 ○ 本学ホームページ「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」の充実を図り、本学における各分野の専門家の情報提供を行うことによって、自治体等の審議会委員に本学教員37名（延べ90件）を派遣し、地域社会の活性化に貢献した。 ○ 地元経済界との連携・協力を深め、大学と地元の共同案件を増大させるよう、下記の組織に委員として参画した。 1. 北海道科学技術審議会委員 2. 北海道職業能力開発大学校ものづくり人材育成推進協議会委員 3. 北海道開発局東アジアとの双方向の持続的経済交流に関する調査検討委員会委員長 4. 北海道MOT推進協議会委員 5. 都市エリア産学官連携促進事業推進委員（新規参画分）
【177】 イ. 本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し、地域住民に開放することで、市民参加型の研究会を増やす。	【177-1】 本学と包括連携協定を締結している大学との共同セミナー・シンポジウムなどを継続的に開催する。	○ アントレ専攻と韓国成均館大学校経営専門大学院(EMBA)で共同開発した「韓日比較経営研修課程」に基づいた第2回目のセミナーを、平成20年8月に本学で開催した。本セミナーには、本学のアントレ専攻の学生も参加し、MBA学生同士の交流が深まった。 ○ 平成20年10月24日に東京でカナダ大使館主催の日・加大学ネットワークングフェアに参加し、フェアリー・ディキンソン大学 (FDU)、Grand MacEwan Collegeと、互いの上層部の判断を仰いだ上で、協議を開始することとなった。
【178】 ウ. 地域社会活性化へのニーズを汲み、地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。	【178-1】 ①夜間主コースの講義を、社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け、公開講座として社会人に開放する。 ②テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。	○ 平成20年10月24日に東京でカナダ大使館主催の日・加大学ネットワークングフェアに参加し、フェアリー・ディキンソン大学 (FDU)、Grand MacEwan Collegeと、互いの上層部の判断を仰いだ上で、協議を開始することとなった。
【179】 エ. 自治体や諸団体が設置する各種審議会、委員会、プロジェクトに対し、各分野の専門家である本学	【179-1】 「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」を充実させるとともに、対外的な広報に活用し、自治体等の審議会	○ 9月入学促進のための調査を米国・欧州（独・オーストリア・英）・中国で行い、その際、特別コースのニーズ調査も実施した。調査の結果、英語で履修できる科目

<p>教員を積極的に派遣し、地域社会の活性化に貢献する。</p>	<p>委員に本学教員を派遣する。</p>	<p>があり学位取得が可能であればニーズがあることが判明したことから、調査結果を大学院商学研究科長に報告し、カリキュラム等の検討を依頼した。</p>
<p>【180】 オ. ビジネス創造センターが中心となって、地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイデアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。</p>	<p>【180-1】 小樽・札幌の市民に、本学のビジネス相談制度の認知を高める工夫を検討する。</p>	<p>○ 協定校の開拓を積極的に図り、本年4月にベトナム国家大学ホーチミン市国際大学と相互理解覚書及び学生交換協定を締結した。</p> <p>○ 平成21年2月に、国際協力機構（JICA）研究生をJICA留学生セミナー（研修）の一環として受け入れ、本学ビジネス創造センター教員が、「産学官による中小企業振興の取組み等について」の講演を行ない、またセミナー評価会のオブザーバーとして参加することで、セミナー成功の一端を担った。</p>
<p>【181】 カ. 起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー、ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。</p>	<p>【181-1】 CBCセミナーに加え、文理融合型連携協定大学との共同セミナーの開催を検討する。</p>	<p>【過去に実施済み等により年度計画にはないが、特に取り組んだ事業等】</p> <p>○ 「一日教授会」の開催方法の見直しを行い、3名のゲストスピーカーのスピーチを取り入れるとともに、パネルディスカッション方式で開催し、大学と市民との間で活発な意見交換を行った。さらに、市民からは本学に対する意見・要望書及びアンケートを提出してもらい、本学の地域連携活動に対するニーズを汲み上げ、今後の大学運営に反映させることとした。</p>
<p>【182】 キ. 本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニューズレターなど、社会への情報還元の実施を図る。</p>	<p>【182-1】 研究成果の報告を報告会形式に加え、CBCのネット上で広く公開する。</p>	<p>○ 小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」において、「学長と記者との懇談会」を開催し、記者との意見交換を行った。</p>
<p>【183】 ② 産学官連携の推進に関する具体的方策 ア. 北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。</p>	<p>【183-1】 協定大学との連携を深化・拡大する中で大学発ベンチャーの創出の方策を検討する。</p>	<p>○ 市民を対象に、本学卒業生である小林多喜二ドキュメンタリー「いのちの記憶」試聴会トークセッションを開催した。</p> <p>【昨年度「改善を要する点」と評価を受けた計画の進捗状況について】</p> <p>・「大学への国際開発協力に関するコンサルティングを実施する」が、十分に進捗しているとはいえないと指摘された点について【194】</p>
<p>【184】 イ. これまで蓄積された大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約して、起業に関する学問的知見として広く公表し、教育研究へのフィードバックを図る。</p>	<p>【184-1】 (平成19年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>	<p>○ 国際開発協力に関するアドバイス体制を整備した結果、学生から国際協力活動への参加方法及び国際協力機関への就職方法等についての相談があった。当該学生に対しては、本学のカリキュラムからみて応募可能な国際協力機関や国連機関の紹介、具体的な参加方法や在学中に準備すべきこと等について、2回にわたり面談を行い、詳細なアドバイスをした。また、国際開発協力に関する情報提供については、今後さらに需要が見込めることから、引き続き希望者に対する個別対応をするとともに、平成21年度には、国際協力活動参加及び国際公務員に関するミニセミナーを開催することとした。</p>
<p>【185】 ウ. 地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し、積極的な新事業・新商品・新サービスの開発、道外への販路拡大・マーケティング、体質改善のための財務戦略構築等の支援を行う。</p>	<p>【185-1】 地元経済界との連携・協力を深め、大学と地元の共同案件を増大させるよう方策を検討する。(地元とは北海道・札幌・小樽他)</p>	
<p>【186】 エ. 本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学</p>	<p>【186-1】 本学ビジネススクールと連携し、CBC学外協力スタッフ制度の強化を検討す</p>	

<p>外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。</p>	<p>る。</p>
<p>【187】 ③ 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 道内公私立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え、公私立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして支援する。</p>	<p>【187-1】 包括連携協定締結大学との個別案件推進に加え、同協定締結大学間の有機的な連携を模索する。</p>
<p>【188】 ④ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 ア. 本学の特色を十分に生かした大学間交流協定の締結を促進するための具体的方策 a. 先進的なMBAプログラムをもつ海外の大学との大学間交流協定を締結し、研究者交流と大学院レベルでの学生の受け入れ及び派遣の促進を図る。</p>	<p>【188-1】 締結した韓国成均館大学等MBA主体の交流を促進する。</p>
<p>【189】 b. 環太平洋地域において協定締結校を持たないカナダの大学との協定を締結し、アジア太平洋交流機構（UMAP）参加大学としての交流促進を図る。</p>	<p>【189-1】 協定締結可能なカナダの大学と折衝及び協議を継続する。</p>
<p>【190】 c. 国際交流センター，事務組織及び委員会組織の整備・充実を図る。</p>	<p>【190-1】 協定締結校の事務担当者への訪問を可能となるよう努める。</p>
<p>【191】 イ. 外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策 留学生（大学院生）のための英語による特別コースの設置を検討する。</p>	<p>【191-1】 国際交流委員会WG等で具体的検討に着手する。</p>
<p>【192】 ⑤ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 ア. 平成16年度に帰国外国人留学生</p>	<p>【192-1】 帰国外国人留学生への支援についてJASSOによる研究者交流等の情報提供を実施する。</p>

<p>のフォローアップ体制を整備し、研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。</p>	
<p>【193】 イ. アジアの開発途上国の大学と大学間交流協定を締結し、留学生の受け入れを促進することによって、教育面における国際貢献の役割を担う。</p>	<p>【193-1】 引き続き協定校の開拓を図る。</p>
<p>【194】 ⑥ 大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図るための措置 ア. 大学への国際開発協力に関するコンサルティングを実施する。</p>	<p>【194-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【195】 イ. 国際援助機関等に対する専門的な提案の発信を強化する。</p>	<p>【195-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【196】 ウ. 国際援助機関等からの照会に対応するための窓口を創設する。</p>	<p>【196-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【197】 エ. 教員が協力活動に携わることを評価の対象とする。</p>	<p>【197-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【198】 ⑦ サポートセンターや国際援助機関(連携機関)との関係を強化するための措置 ア. 連携機関からの照会への対応を促進する。</p>	<p>【198-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【199】 イ. 連携機関との交流を促進する。</p>	<p>【199-1】 国際交流週間において、JICA研修生等の参加を模索する。</p>
<p>【200】 ウ. コンソーシアム形成の際の連携に関する課題の研究・助言を行う。</p>	<p>【200-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>
<p>【201】 エ. 国際機関等との契約や交渉における大学の実務能力を向上させ</p>	<p>【201-1】 引き続き国際協力支援機関が主催する実務研修に参加する。</p>

<p>る。</p>	
<p>【202】 ⑧ 分野別の国際開発協力戦略を構築するための措置 分野別の国際開発協力のための人材をデータベース化する。</p>	<p>【202-1】 (平成18年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし。)</p>

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

1. 特記事項

※ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領(別添2)に準拠して記載した。

1. 教育方法等の改善

○ 一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況

- ・初年度教育及び高校から大学への接続教育を目的とする基礎科目「知の基礎系」の「総合科目」において、地域の文化・歴史・経済に関わる講義の実施、他大学との連携、本学卒業生による講義の実施など、多種多様な目的・方法をもって授業を展開した。
- ・英語科目においてTOEIC IPの受験必須化及び試験結果の成績評価への反映、基礎・標準・発展の3レベルに分けた半期制授業の開始、TOEICタイプのe-Learningを利用したクラスの開講など、様々な改善取組により、実践的な語学教育の充実を図った。

○ 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況

- ・「履修指導員」制度の効果的な運用を図り、過去の履修指導の結果についてデータを蓄積するとともに、各教員が閲覧できるよう整備し、教員間の連携が可能となるよう改善した。
- ・学生にとって快適な修学環境の提供と、教員にとって効果的な授業を実施する環境の実現のために、時間割ワーキンググループを設け、問題点の把握・分析により、1クラス当たりの履修者数の適正化を図った結果、大人数クラスの削減を実現した。
- ・教員業績評価ワーキンググループにおいて、「教員業績評価」の仕組みに関し学内意見を聴取し、当該意見に対する見解を作成して全学に配付した。また、教員業績の評価の仕組みとして、「教員業績評価実施規程」を制定し、データベースのデータ項目を追加して、当該評価を試行することとした。
- ・教育開発センターに設置されている「学部教育開発部門」、「大学院教育開発部門」、「専門職大学院教育開発部門」において、FD研修会、授業評価アンケートの見直し・実施、同僚教員による「相互評価」による評価等を行った。

○ 学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況

- ・現代商学専攻において、平成20年度入学生からGPA制度を導入し、学生にGPA値を通知するとともに、研究指導教員に対し、GPA値を参考にして教育・修学上の指導を行うよう通知した。また、GPA値を成績優秀者の表彰基準に活用した。

○ 各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況

- ・単一の学部に経済学、商学、法律学、情報科学、語学、人文自然科学等の多様な教員組織が置かれていることを活かし、これらの教員を動員する教育課程を設置している。
- ・実学の伝統を背景に、ビジネス創造センターや大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)を設置し、ビジネス相談や人材育成を通して、北海道経済や地域社会に貢献するよう努力している。

- ・アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)の「組織推薦入試」において、企業担当者の要望に応え、出願期間を2週間から半年間に拡大し、試験日を固定しない「随時選抜制度」を導入するとともに、選抜方法についても、学力試験を課さない代わりに、タイプの異なる面接を2回行うなどより、受験者の負担の軽減と、公正かつ適正な合格判定の両立を図った。
- ・アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)の「一般入試」において、従前用いていた選抜方法と入学後の成績の相関関係を分析し、選抜方法の見直しを行うなどの改善を図った。

2. 学生支援の充実

○ 学生に対する学習・履修・生活指導・メンタルケアの充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況

- ・昼間コースから夜間主コース(授業料が半額)への転コース制度を導入し、経済的に困窮している学生への支援策を講じた。
- ・本学の同窓会である「緑丘会」から財政的支援を受け、学部と大学院の成績優秀者(学部10名、大学院2名)に奨励金を交付する「緑丘奨励金」制度を運用している。
- ・株式会社北洋銀行から財政的支援を受け、優れた研究成果を挙げた学生を褒賞する学術奨励事業「学生論文賞」を運営している。
- ・学生の生活面、学習面でのトラブル、悩み、苦情等を早期に発見し対処するために、「学生何でも相談室」「学生消費相談室」「教育担当副学長への投書制度」「学生団体との懇談会」等の制度を設け運用している。
- ・アントレ専攻において、入学後に通学が困難な状況になった社会人学生への支援策として、基本科目5科目について授業を録画し、e-Learningを通じたWeb配信を行うなど、遠隔教育による対応を試行的に実施した。

○ キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組状況

- ・昨今の経済状況、就職事情にいち早く対応し、就職内定取消等を理由に大学に継続在籍する学生に対して、授業料を減免する制度を新規に導入した。
- ・本学の同窓会である「緑丘会」及び学生の就職支援団体キャリア・デザイン・プロジェクトと連携して、就職ガイダンス、企業セミナー、就職アドバイザーによる就職相談、就職支援融資、各種資格講座の開講等の就職支援事業を行っている。特に「緑丘東京企業等セミナー」は、本学の強固な同窓会ネットワークを活かした独自の就職支援セミナーであり、学生の就職支援に大いに貢献した。
- ・入学前3年、卒業後3年を加えたキャリア教育「キャリアデザイン10年支援プログラム」を推進し、新入生オリエンテーションにおける入学段階からの説明実施、キャリア教育のための教材「大学ノムコウ」の出版、就職課をキャリア支援課に改組するなど、「キャリア教育」の特色を一層強める取組を実施した。

○課外活動の支援等、学生の厚生補導のための組織的取組状況

- ・本学の同窓会である「緑丘会」と提携して、地域における学生の活動を支援する公募型の財政支援制度「グリーンヒル・プロジェクト」を運用している。
- ・学生の心身の健康を保持する方策として、健康診断に関する説明と受診勧奨を行い、定期健康診断の受診の徹底を図った。
- ・「商大生のための交通安全・交通マナー教室」、「救急救命教室」など、各種の学内講演会を積極的に実施した。
- ・毎月1回開催される「教育担当副学長と学生代表との懇談会」において、その都度可能な支援策を講じるとともに、学生生活実態調査の自由意見で要望のあった事項について、優先度の高いものから改善を図るなど、「学生の声」の収集にとどまらず、実現に向けて積極的に取り組んだ。

3. 研究活動の推進

○研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況

○研究活動の推進のための有効な組織編成の状況

○研究支援体制の充実のための組織的取組状況

- ・研究活動の推進を図る組織として、「研究推進会議」を設置し、重点領域推進研究プロジェクトの公募を行うとともに、本学の重点研究領域を決定し、その研究に対して重点的に研究費を配分している。
- ・平成20年度の重点領域推進研究として継続研究4件を含む6件について支援を決定した。このうち、継続研究の「グローバリズムと地域経済」は、平成21年度概算要求「特別教育研究経費（研究推進）」への助走研究として位置付けるとともに、学内に「地域研究会」を立ち上げ、学際的、実学的研究を遂行する体制を整備した。

5. 社会連携・地域貢献・国際交流等の推進

○大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況

- ・小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を、大学と地域との交流の場として効果的に活用し、「一日教授会」、「学長と記者との懇談会」をはじめ、市民参加型セミナー等を実施するとともに、アンケート調査、意見交換により、大学からの一方向の情報提供にとどまらない、双方向の情報交換を行った。
- ・企業や自治体等各種組織のマネージャーを対象とした「MBAサマーセミナー」、社会人・大学院学生等を対象とした「OBSフォーラム：避けられないグローバル化とそれを支えるIT」、本学の名誉教授による市民向け講座「ゆめぼーとライブ」など、幅広い受講者を対象とした公開講座等を積極的に実施し、大学の資源を地域社会に開放した。
- ・地元経済界との連携・協力を深め、大学と地元の共同案件を増大させるよう、北海道科学技術審議会委員、都市エリア産学官連携促進事業推進委員など、各種組織の委員として教員が参画した。
- ・図書館の休日開館の本実施、学外一般利用者に対する貸出期間の延長及び貸出制限冊数の拡大、市立小樽図書館との連携貸出サービスの実施、小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」での貸出・返却を可能にするなど、学外の一一般利用者の利便性向上を図った。

○産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況

- ・産学連携活動を推進するため、文部科学省「産学連携戦略展開事業」に応募して、平成20年8月から札幌医科大学との共同で、文部科学省産学連携コーディネーター(地域の知の拠点再生担当)の配置が認められ、客員研究員として受け入れた。
- ・地域活性化を担う人材として、連携協定先の小樽市から職員を「地域連携推進コーディネーター」として受け入れた。
- ・本学の知的資源の制約を克服するために、産学官連携活動に協力出来る人材として、本学アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)の卒業生3名をビジネス創造センター学外協力スタッフとして委嘱した。

○国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況

- ・学生や研究員の派遣・受入や協定校の開拓について、国際交流委員会及び国際交流センターを中心に積極的に行っている。また、本学の同窓会である「緑丘会」から毎年財政的支援を受け、学生の留学支援に充てている。
- ・経済産業省が実施する「高度実践留学生育成事業」コンソーシアム(札商アジアアンブリッジプログラム)に参加するとともに、同プログラムが実施した合同企業説明会に参加し、留学生の就職に関する支援充実を行った。
- ・学生交換協定により受け入れた留学生のために講義を英語で行う「短期留学プログラム」を全学協力体制で運用している。

6. その他

○以上の事項に関する他大学との連携・協力についての状況

- ・アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)において、北海道大学農学院及び保健科学院との間で両学院の学生を受け入れて、1年間でMBAを取得させる特別コースに関する協定を締結した。
- ・札幌医科大学を中心とした北海道内国公私立5大学において戦略的産学連携協定を締結し、本学現代商学専攻が地域医療共通プログラムを支援した。
- ・室蘭工業大学、札幌医科大学、北海道薬科大学等と、研究会の立ち上げ、各種フォーラム・シンポジウム等の開催など、各種事業を連携して行った。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 4億円	1 短期借入金の限度額 4億円	実績なし
2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	実績なし

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	実績なし

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
小規模改修 災害復旧工事	総額 100	施設整備費補助金 (100百万円) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費交付金 ()	小規模改修	総額 16	施設整備費補助金 () 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費交付金 (16百万円)	小規模改修	総額 16	施設整備費補助金 () 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費交付金 (16百万円)
<p>(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

小規模改修として、老朽化していた一般校舎西側1・2階のトイレ改修及び2階廊下の床改修を行った。(国立大学財務・経営センター施設費交付金)

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 教員の雇用については、本学の教育方針に沿った最適配置を促進するため客員教授制度の導入、任期制の活用・基準等について検討する。なお、その際、ジェンダーバランスの改善、外国人の登用等についても考慮し、有効な方策を検討する。</p> <p>(2) 事務職員の雇用については、国立大学法人等職員採用統一試験からの採用を基本としながら、本学の特殊性を考慮し、語学、情報処理等特殊な能力・技能を有する者を民間から選考採用するために必要な制度を検討する。</p> <p>(3) 人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。</p> <p>(4) また、人材育成の一環として大学運営に関する知識・経験を有する職員を養成するため、民間企業、独立行政法人、政府各府省等との人事交流の実施体制の整備を検討する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,872百万円(退職手当を除く)</p>	<p>人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。</p> <p>(参考1) 平成20年度の常勤職員数 202人 また任期付き職員数の見込みを1人とする。</p> <p>(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 1,956百万円(退職手当を除く)</p>	<p>『「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」中期計画【15】～【24】参照』</p>

○ 別表 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科, 研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a)×100 (%)
商学部 (昼間コース) 経済学科	548	462	84.31
商学科	592	530	89.53
企業法学科	424	360	84.91
社会情報学科	296	243	82.09
教育課程		501	
(夜間主コース) 経済学科	48	45	93.75
商学科	40	31	77.50
企業法学科	48	41	85.42
社会情報学科	64	58	90.63
教育課程		55	
学士課程 計	2,060	2,326	112.91
商学研究科 経営管理専攻		3	
修士課程 計		3	
商学研究科 現代商学専攻博士前期課程	20	35	175.00
現代商学専攻博士後期課程	6	8	133.33
博士課程 計	26	43	165.38
商学研究科 アントレプレナーシップ専攻	70	76	108.57
専門職学位課程 計	70	76	108.57

○ 計画の実施状況等

- ・学部の昼間コース・夜間主コースについては、2年次から学科に所属するため、1年次学生は「教育課程」と表記した。
- ・大学院経営管理専攻は、平成16年度に現代商学専攻に名称を変更し、平成16年度から学生募集を停止し、経過措置により学生が在学しなくなるまで存続する。
- ・大学院現代商学専攻博士前期課程は、留学生が多く在籍している。
- ・学部夜間主コース、現代商学専攻博士前期課程及びアントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）において、長期履修制度を利用した学生がいる。